

南房総市障害福祉計画 (第5期)



平成30年3月

南房総市

ごあいさつ



本市では、平成27年3月に市が取り組む障害者施策の基本的方向を定めた「障害者計画」と地域の実情に応じた障害福祉サービスの数値目標を定めた「障害福祉計画」を併せた「第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画(第4期)」を策定し、障害者への支援を総合的に推進してまいりました。

この度、「障害福祉計画(第4期)」が平成30年3月末をもって終了することに加え、障害のある方を取り巻く環境が、障害者基本法の改正や障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行などにより、めまぐるしく変化していることから、これまでのサービス利用実績を鑑みるとともに、障害者及び事業所に対する調査を実施し、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とした、「障害福祉計画(第5期)」を策定いたしました。

今後とも市では、これまで推進してきた施策を継続しつつ、さらなる障害者施策の充実・推進を図り、この計画に掲げる数値の実現を通して障害のある方がいつまでも住んでいたいと思えるような優しくやすらぐまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました南房総市障害者計画等策定委員会の委員の皆様並びに福祉アンケートに御協力いただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

平成30年3月

南房総市長 石 井 裕

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨.....	3
第2節 法制度の動向.....	4
第3節 計画の位置づけ.....	7
第4節 計画の期間.....	8
第2章 障害のある人等を取り巻く現状	9
第1節 障害者数の推移.....	11
第2節 南房総市の福祉サービスについて	12
第3章 計画策定のための基礎調査結果	19
第1節 障害者福祉アンケート調査結果	21
第2節 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果.....	32
第4章 課題の整理.....	37
第5章 計画の基本的な考え方.....	41
第1節 計画の基本理念.....	43
第2節 計画の基本目標.....	44
第3節 計画の基本的な視点.....	45
第6章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画	47
第1節 地域生活移行と就労支援の成果目標.....	49
第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保策.....	54
第7章 計画の推進.....	65
第1節 計画の推進体制.....	67
第2節 計画の進行管理体制.....	68
参 考 資 料.....	71

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国では障害者権利条約の批准に必要な法律の整備や障害者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

また、平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

本市では、これまでに「すべての人に優しくやすらぐまち 南房総」をめざす「南房総市障害者計画・障害福祉計画（平成18～20年度）」、「南房総市障害福祉計画（第2期）（平成21年度～23年度）」、「南房総市障害福祉計画（第3期）（平成24年度～26年度）」、「第2次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第4期）（平成27～29年度）」を策定し、計画的な障害者施策の展開を図ってきたところで

す。

今回の「南房総市障害福祉計画（第5期）」は、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、「すべての人に優しくやすらぐまち」の実現を目指して策定するものです。

第2節 法制度の動向

1. 制度改正の動向

障害福祉施策については、支援費制度の導入（平成 15 年度）、障害者自立支援法の施行（平成 18 年度）、障害者総合支援法の施行（平成 25 年度）により障害福祉サービスの提供体制が整備され、「南房総市障害福祉計画（第 3 期）」の改定を行った平成 24 年 3 月以降も様々な法律の改正等が行われています。

○障害者虐待防止法の施行（平成 23 年 6 月制定・平成 24 年 10 月施行）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置や養護者に対する支援のための措置を定めることにより、障害者の権利利益の擁護に資するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されました。

○障害者総合支援法の制定・施行

（平成 28 年 6 月改正・平成 25 年 4 月・平成 26 年 4 月・平成 30 年 4 月施行）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う事を目的として「障害者総合支援法」が改正されました。

○障害者優先調達推進法の制定・施行（平成 24 年 6 月制定・平成 25 年 4 月施行）

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などが、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されました。

○精神保健福祉法の改正（平成 25 年 6 月改正・平成 26 年 4 月・平成 28 年 4 月施行）

精神障害者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害者の医療に関する指針の策定、精神障害者の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図る、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

○障害者雇用促進法の改正

（平成25年6月改正・平成25年6月・平成28年4月・平成30年4月施行）

雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。

○第3次障害者基本計画の策定（平成25年9月策定）

障害者基本法に基づき、国が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画であり、計画期間を前計画の10年間（平成15年度～平成24年度）から5年間（平成25年度～平成29年度）に見直すとともに、「安全・安心」・「差別の解消及び権利擁護の推進」・「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力を発生しました。

○児童福祉法の改正（平成28年6月改正・平成30年4月施行）

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅を訪問して障害のある児童の発達支援を提供できるサービスの新設、医療的ケアを要する障害のある児童に対する支援や障害のある児童のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）などを目的に、「児童福祉法」が改正されました。

2. 計画策定の背景

国では、平成23年8月に人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成24年10月には障害者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。

平成25年4月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を施行しました。

平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障害者が望む地域生活を営むことができるよう「生活」「就労」に関する支援の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障害児支援のニーズにきめ細かく対応するため、支援の充実を図ることとしています。

◎第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

・基本指針見直しの主なポイント

地域における生活の維持及び継続の推進

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域共生社会の実現に向けた取組

就労定着に向けた支援

発達障害者支援の一層の充実

・成果目標（平成32年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：H28年度末施設入所者の9%以上
- ・施設入所者数：H28年度末の2%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域、各市町村）の設置
- ・精神病床の1年以上入院患者数：14.6万人～15.7万人に

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数：H28年度の1.5倍
- ・就労移行支援事業利用者：H28年度の2割増
- ・移行率3割以上の就労移行支援事業所：5割以上
- ・就労定着支援1年後の職場定着率：80%以上（新）

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置（圏域での設置也可）
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（H30年度末まで）

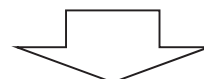
第3節 計画の位置づけ

「南房総市障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に規定する市町村障害福祉計画と、「児童福祉法」に規定する市町村障害児福祉計画を一体的に作成する、南房総市の計画です。

計画の内容としては、「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービスの見込みとその確保方策を定める「障害福祉計画」と、「児童福祉法」に基づき、各種支援の提供体制の確保及び円滑な実施に関する計画を定める「障害児福祉計画」を策定するものです。

国の基本指針に即し、県の計画のほか、南房総市の関連計画との整合を図りながら策定します。

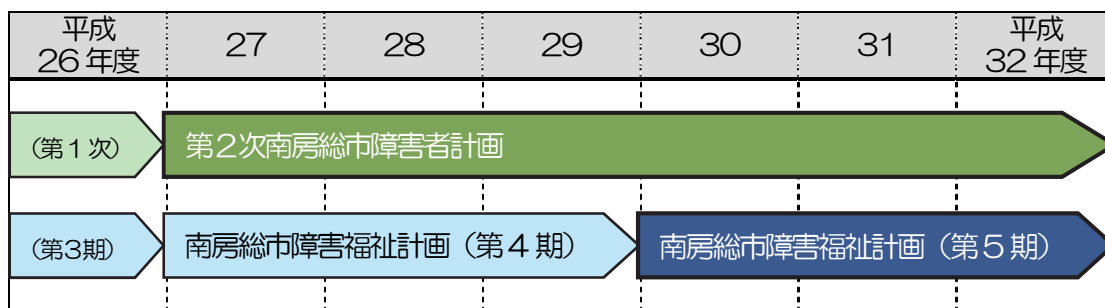
	障害者計画	障害福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保方策を定める計画
根拠法	障害者基本法（第11条）	障害者総合支援法（第88条） 児童福祉法（第33条の20）
国	第3次障害者基本計画 計画期間：平成25年度～29年度	障害福祉計画にかかる基本方針
県	第5次千葉県障害者計画 計画期間：平成27年度～29年度	第4期千葉県障害福祉計画 計画期間：平成27年度～29年度
南房総市	第2次南房総市障害者計画 計画期間：平成27年度～32年度	第4期南房総市障害福祉計画 計画期間：平成27年度～29年度



南房総市	第5期南房総市障害福祉計画 (障害児福祉計画を含む) 計画期間：平成30年度～32年度
------	---

第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

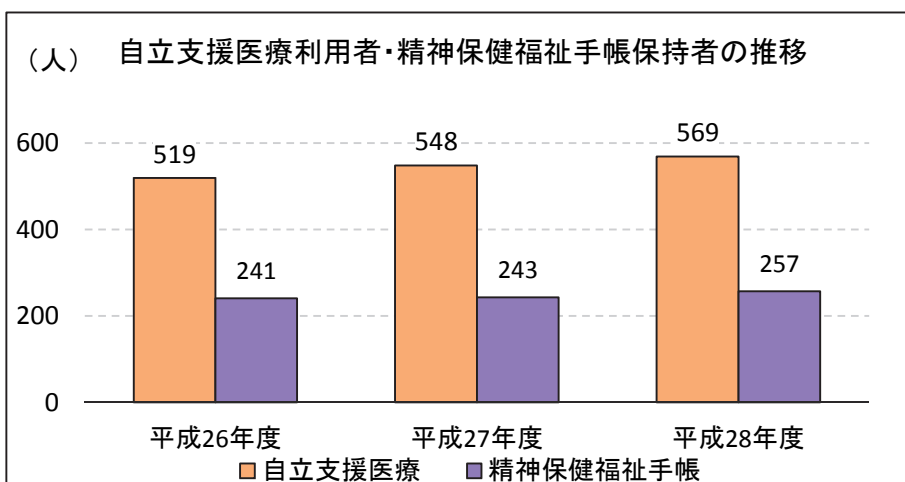
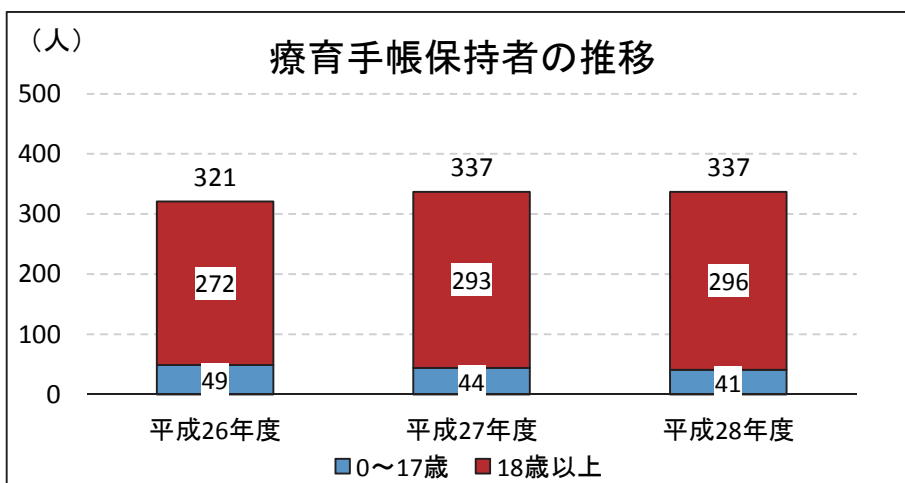
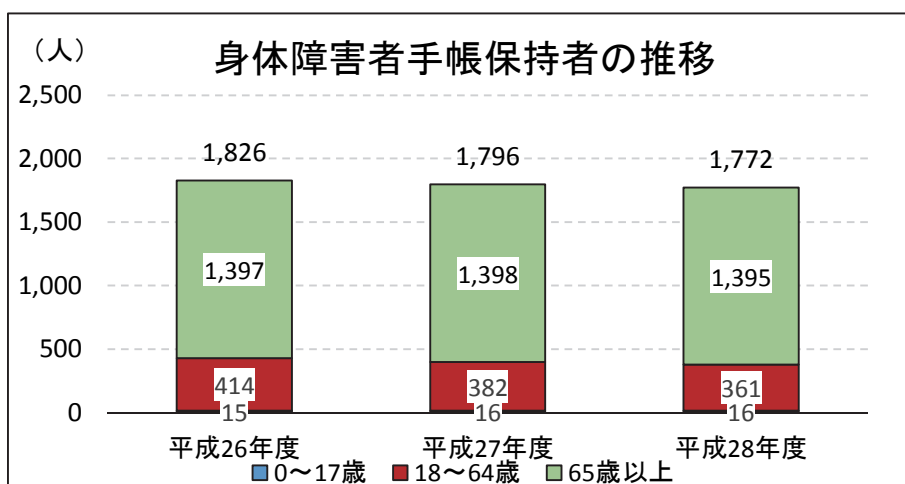


第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第2章 障害のある人等を取り巻く現状

第1節 障害者数の推移

- 平成26年から平成28年では、身体障害者手帳、療育手帳保持者はほぼ横ばいであり、自立支援医療利用者、精神保健福祉手帳保持者は微増傾向にあります。
- 身体障害者手帳保持者のうち、「65歳以上」の方が8割弱を占めています。



第2節 南房総市の福祉サービスについて

1. 介護・訓練等給付の利用状況

平成26年度から平成28年度の本市の障害福祉サービスの利用状況は以下の通りとなっており、介護・訓練等給付の利用人数は居住系サービス、日中活動系サービス、住居系サービスともにおおむね増加の傾向となっています。

表 介護・訓練等給付の利用状況

サービス名称		サービス内容	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
1	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの 介助を行うサービス	実人数	44	52	58
			延時間	6,952	6,591	5,122
2	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要 な方に、自宅で入浴や排せつ食事 などの介助や外出時の移動の補助 を行うサービス	実人数	0	1	1
			延時間	0	41	137
3	行動援護	知的障害や精神障害により行動が 困難で常に介護が必要な方に、行 動するとき必要な介助や外出時の 移動の補助などを行うサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
4	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必 要の程度が著しく高い方に、居宅 介護などのサービスを包括的に提 供するサービス	実人数	0	0	0
			延時間	0	0	0
5	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難 な方に、外出に必要な情報の提供 や移動の援護などを行うサービス	実人数	1	1	0
			延時間	88	186	0
6	療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必 要とする方に、主に昼間に病院等 において機能訓練、療養上の管理、 看護などを提供するサービス	実人数	2	2	2
			延時間	592	619	649
7	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入 浴や排せつ、食事の介護や創作的 活動などの機会を提供するサービ ス	実人数	135	141	153
			延人日	26,700	26,621	27,425
8	短期入所	在宅の障害者（児）を介護する方 が病気の場合などに、障害者が施 設に短期間入所し、入浴、排せつ、 食事の介護などを行うサービス	実人数	33	32	41
			延人日	2,224	2,380	2,613
9	施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障 害者（児）に対し、入浴、排せつ、 食事の介護などの支援を行うサー ビス	実人数	66	64	63
			延人日	22,071	20,975	21,036

サービス名称		サービス内容	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
10	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス	実人数	54	63	73
			延人日	17,468	20,161	21,042
11	宿泊型自立訓練	障害者に対し、居室等の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を提供	実人数	10	11	9
			延人日	2,256	2,671	2,329
12	自立訓練（機能訓練）	自立した生活を営むことができるような身体機能向上のための訓練	実人数	0	0	0
			延人日	0	0	0
13	自立訓練（生活訓練）	自立した生活を営むことができるような生活能力向上のための訓練	実人数	15	11	12
			延人日	1,896	1,553	1,271
14	就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	10	9	9
			延人日	1,067	1,051	621
15	就労移行支援 (養成施設)	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の受験資格を得るための職業訓練	実人数	1	0	0
			延人日	193	0	0
16	就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	21	12	14
			延人日	2,548	2,636	2,637
17	就労継続支援B型	一般就労やA型での就労に適應できない人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス	実人数	86	84	120
			延人日	11,860	14,124	17,976
18	計画相談支援	サービス等利用計画について、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	198	203	269
			—	-	-	-
19	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院に当たって支援を要する人に対し、地域移行に向けた支援を提供	実人数	0	0	0
			—	-	-	-
20	地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所・退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を提供	実人数	0	0	0
			—	-	-	-

サービス名称		サービス内容	単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
21	障害児相談支援	サービス等利用計画について、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた支援を提供	実人数	21	22	27
			—	—	—	—
22	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス	実人数	0	1	3
			延入日	0	51	111
23	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス	実人数	1	1	1
			延入日	30	17	20
24	放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス	実人数	19	22	28
			延入日	1,385	1,451	2,038
25	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス	実人数	0	0	0
			延入日	0	0	0

2. 地域生活支援事業の利用状況

平成 26 年度から平成 28 年度の地域生活支援事業の利用状況は以下の通りとなっています。

表 地域生活支援事業の利用状況

サービス名	サービスの内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
		延人数（年）	延人数（年）	延人数（年）
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う。	1,037	1,183	1,090

サービス名	サービスの内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
		1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数	1 日平均 利用人数
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	障害者などが通所することにより、創作的活動及び生産活動の機会を提供し、日中活動の場及び社会との交流を促進する場を提供する。	3.13	2.8	2.64
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）オレンジハウス		1.57	1.8	1.7

サービス名	サービスの内容	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
		利用 実人数	助成額 （千円）	利用 実人数	助成額 （千円）	利用 実人数	助成額 （千円）
福祉タクシー 利用助成	重度障害者（児）の人が、市で指定した事業所の福祉タクシーを利用する場合に、その料金の一部または全部を助成する。	76	910	90	985	81	914

サービス名	サービスの内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)	実人数 (年)	延回数 (年)
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者等に対し、成年後見制度の利用（後見人等の報酬等）を支援する。	3		2		2	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などのための外出時に移動中の介護を行う。	0		0		0	
訪問入浴サービス事業	入浴困難な在宅の障害者に対し、移動入浴車を派遣して入浴介護を行う。	1	43	1	7	1	19
自動車運転免許 取得助成事業	障害者の就労など社会参加のため、障害者に対して自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。	0		1		0	
身体障害者自動車 改造費助成事業	重度身体障害者の就労など社会復帰のために、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する経費の一部を助成する。	2		1		0	
知的障害者職親 委託事業	知的障害者を一定期間、職親（事業経営者など）に預けて生活指導及び技能習得訓練を行う。	1		1		1	

サービス名	サービスの内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)	利用実 人数	延人数 (年)
意思疎通支援事業 (旧コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障のある障害者などに対し、手話通訳者又は要約筆記奉仕員の派遣を行う。	2	36	1	16	2	27

サービス名	サービスの内容	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		月平均 利用実 人数	年間延 日数	月平均 利用実 人数	年間延 日数	月平均 利用実 人数	年間延 日数
日中一時支援事業	日中監護する人がいなく、 一時的に見守りが必要な障 害者を支援する。	17.8	189	17	218	8	150

日常生活用具給付等事業	内容	平成26年度 (件)	平成27年度 (件)	平成28年度 (件)
介護・訓練支援用具	在宅の重度障害者(児)に対し て、日常生活の便宜を図るた め、日常生活用具を給付また は貸与する。	2	3	0
自立生活支援用具		5	5	6
在宅療養等支援用具		3	2	2
情報・意思疎通支援用具		5	4	6
排泄管理支援用具		1,010	1,021	1,092
居宅生活動作補助用具		0	2	0
合計		1,025	1,037	1,106

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第3章 計画策定のための基礎調査結果

第1節 障害者福祉アンケート調査結果

1. 調査期間

平成29年9月～10月

2. 調査の対象

調査は、①身体障害者（65歳未満の身体障害者手帳保持者）、②知的障害者（療育手帳保持者）、③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳保持者及び自立支援医療（精神通院）利用者）を対象としました。

3. 配布・回収数

郵送により配布・回収しました。配布・回収数は次の通りです。

表 配布・回収数

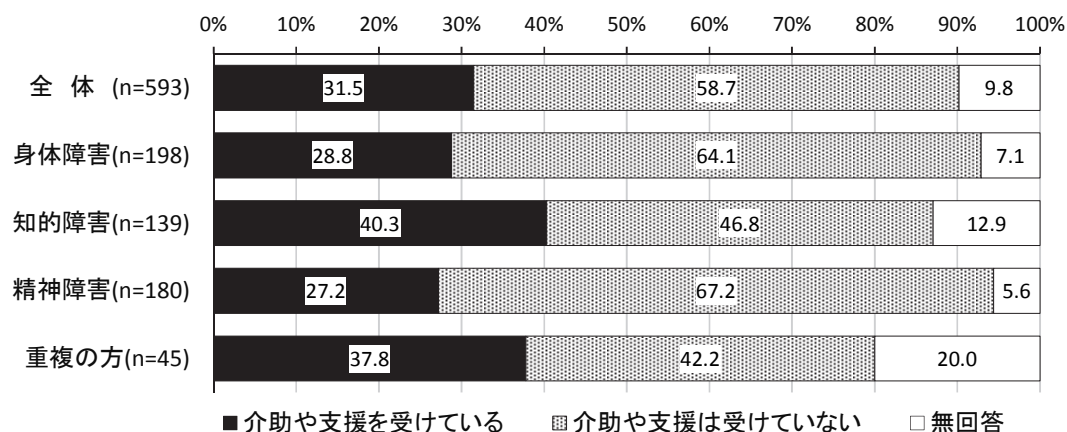
	合計
配布数	1,185 票
回収数	593 票
回収率	50.0%

4. 調査結果

①家族や親戚などによる介助や支援の有無（問14）

- 全体では「介助や支援は受けていない方」が6割近くを占めています。
○「介助や支援を受けている」は知的障害で4割と高くなっています。

図 家族や親戚などによる介助や支援の有無

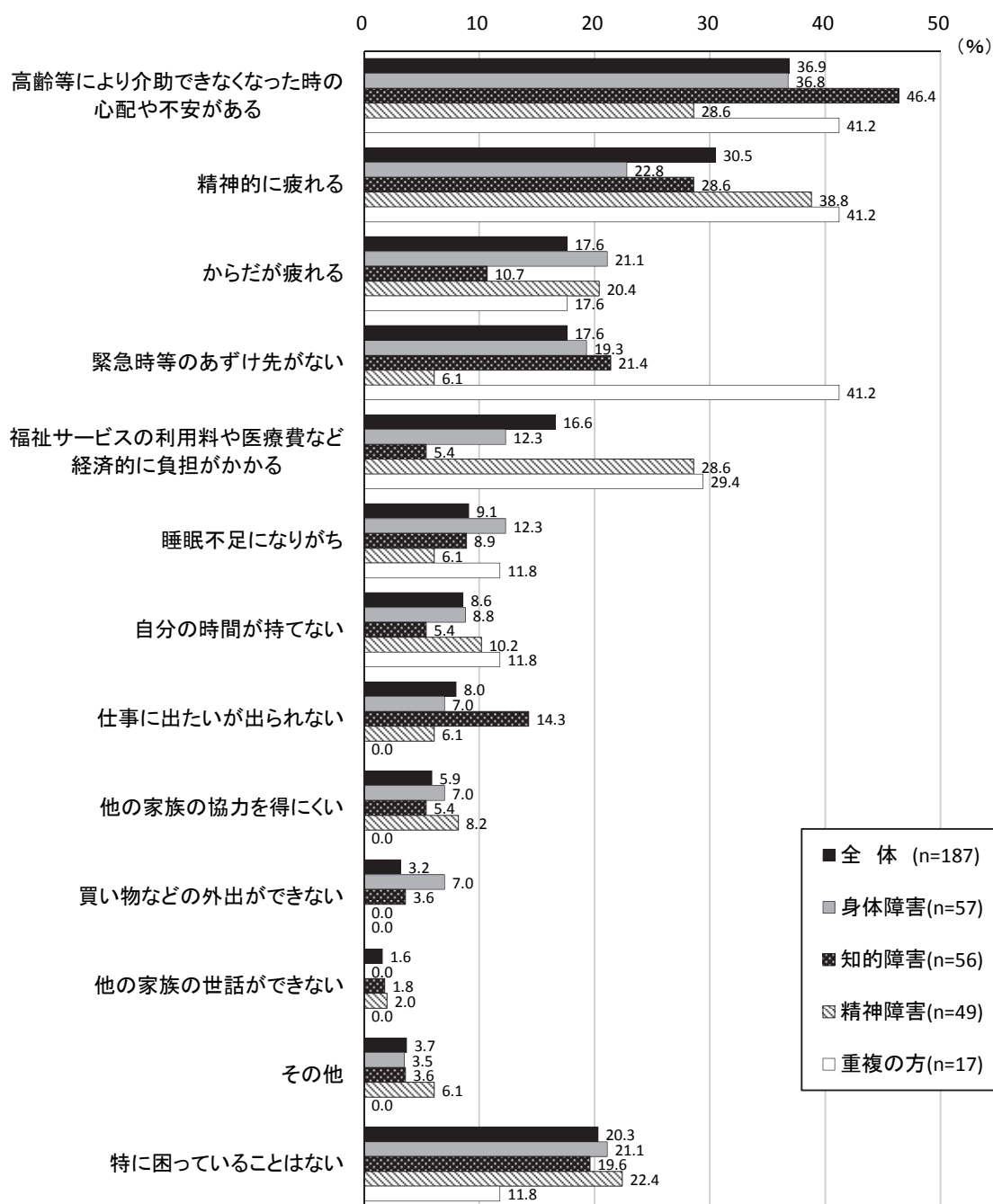


※グラフ中の「n」は、質問に対する回答者総数を表します。
手帳の種類を答えていない方、重複の方がいるため「n」の合計は一致しません。

②介助者・支援者が困っていること（問 17）

○全体では「高齢等により介助できなくなった時の心配や不安がある」が高くなっています。
○障害別でみると、精神障害では「精神的に疲れる」が4割近くで最も高くなっています。

図 介助者・支援者が困っていること

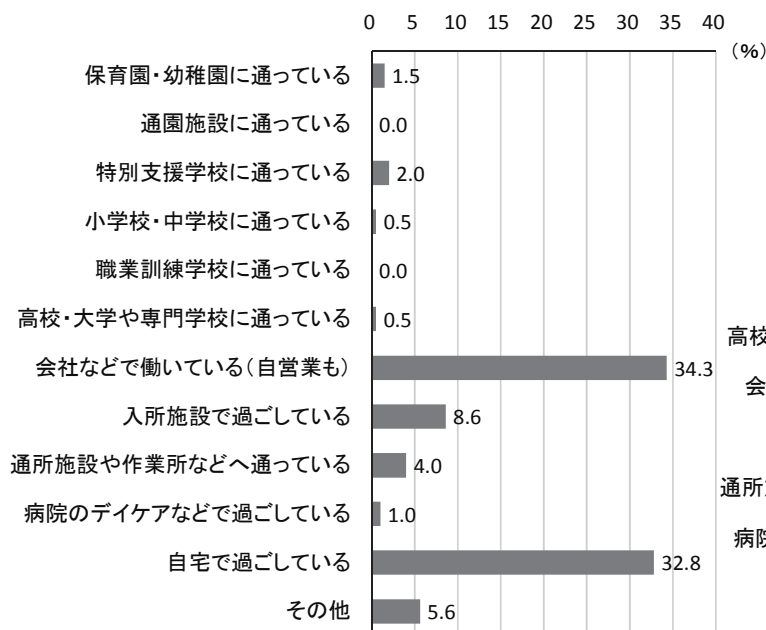


③日中の過ごし方（問 18）

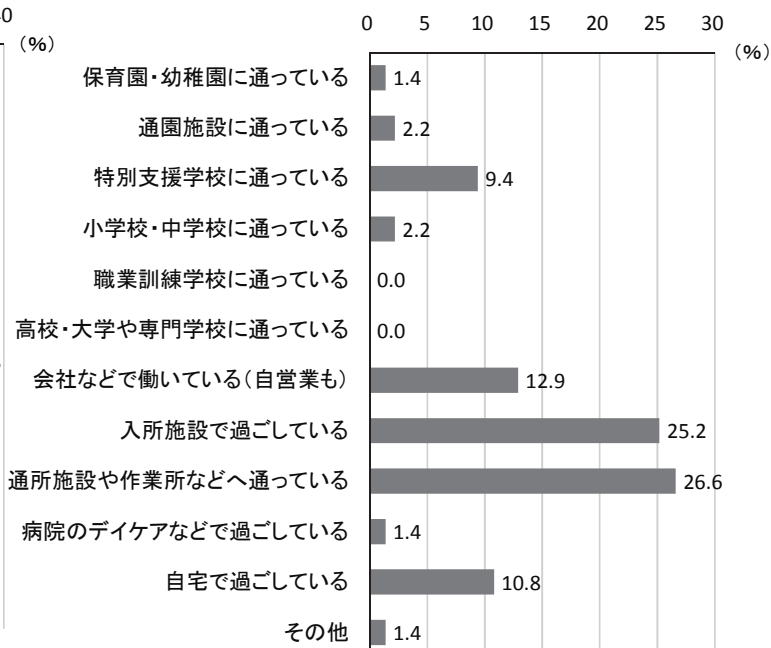
○身体障害では「会社などで働いている」が3割台で高くなっています。
 ○知的障害では「入所施設で過ごしている」「通所施設や作業所などへ通っている」が2割半ばで高くなっています。
 ○精神障害では「自宅で過ごしている」が約5割で高くなっています。

図 日中の過ごし方

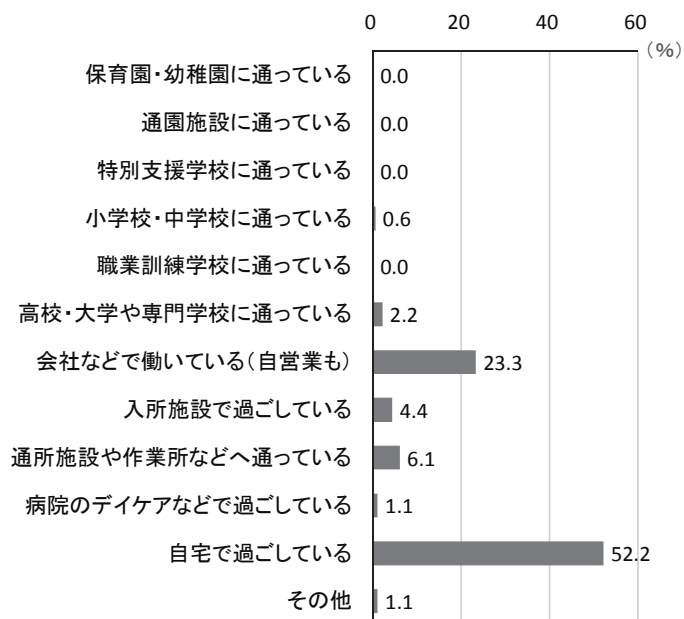
身体障害 (n=198)



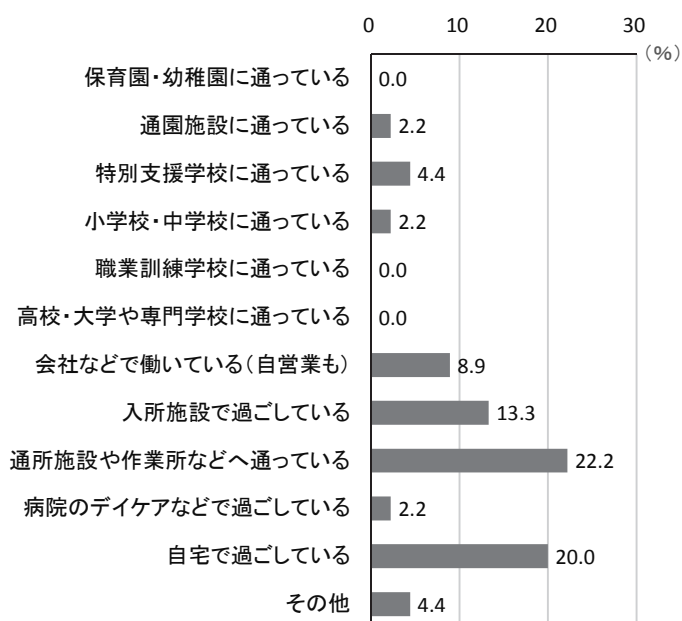
知的障害 (n=139)



精神障害 (n=180)



重複の方 (n=45)

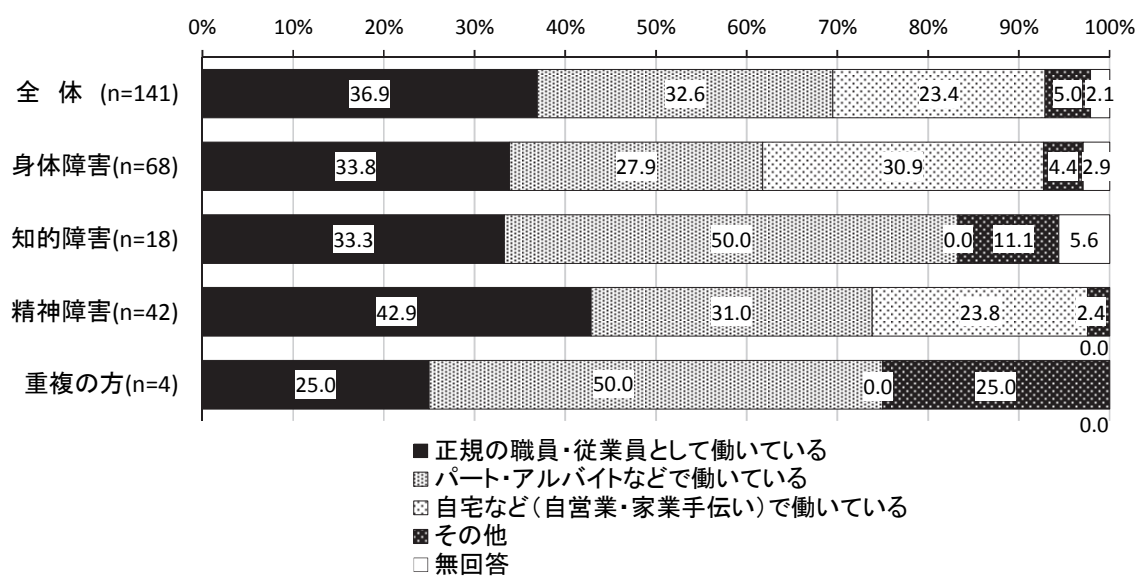


④現在の就労形態（問21）

○全体では「正規の職員・従業員として働いている」「パート・アルバイトなどで働いている」がともに3割を超えています。

○障害別でみると、身体障害、精神障害では「正規の職員・従業員として働いている」の割合が高く、知的障害では「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が高くなっています。

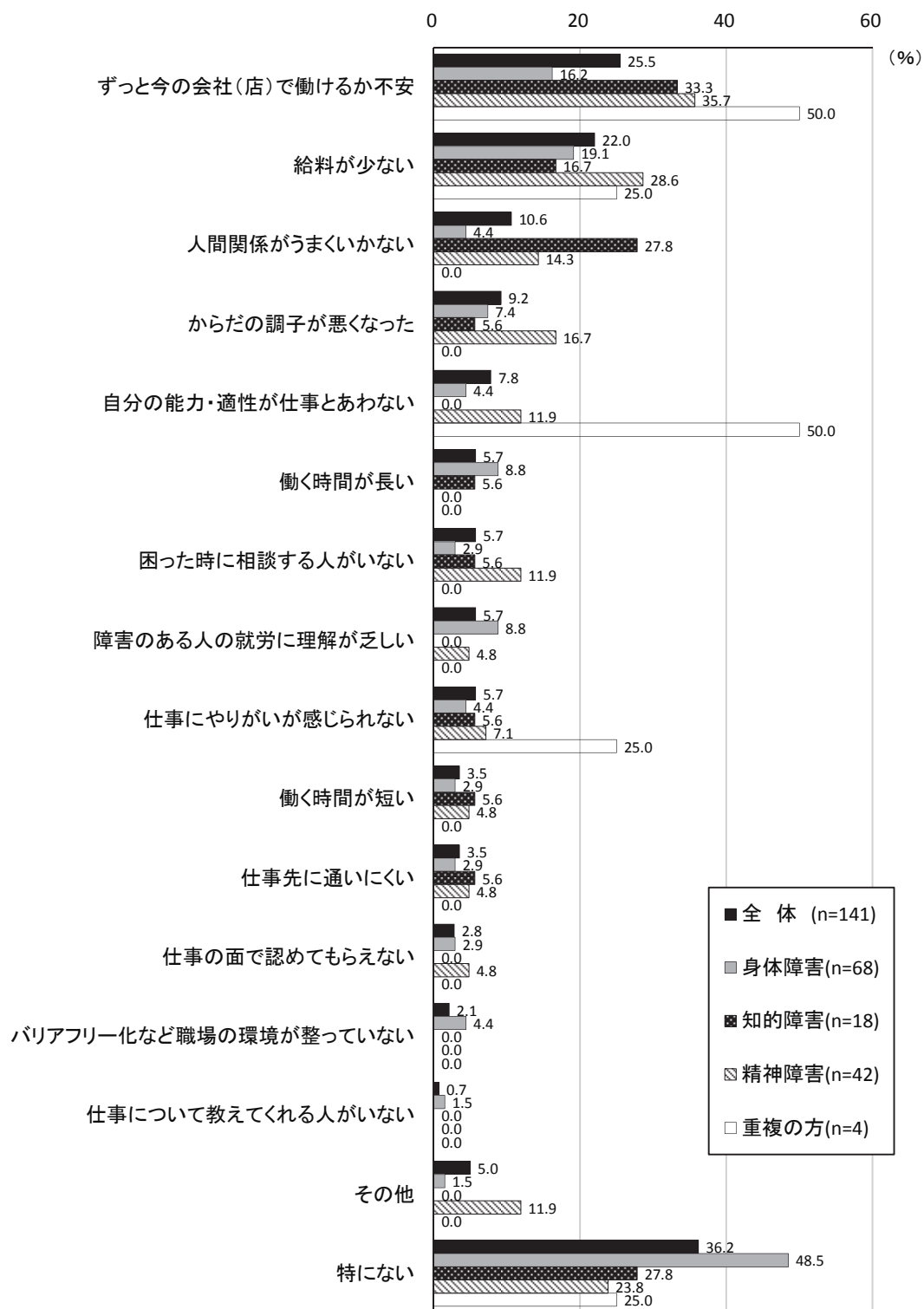
図 現在の就労形態



⑤仕事で困ったり不満に思うこと（問23）

○全体では「ずっと今の会社（店）で働けるか不安」の割合が高くなっています。
○障害別では、重複の方で「ずっと今の会社（店）で働けるか不安」の他に「自分の能力・適性が仕事とあわない」の割合が高くなっています。

図 仕事で困ったり不満に思うこと

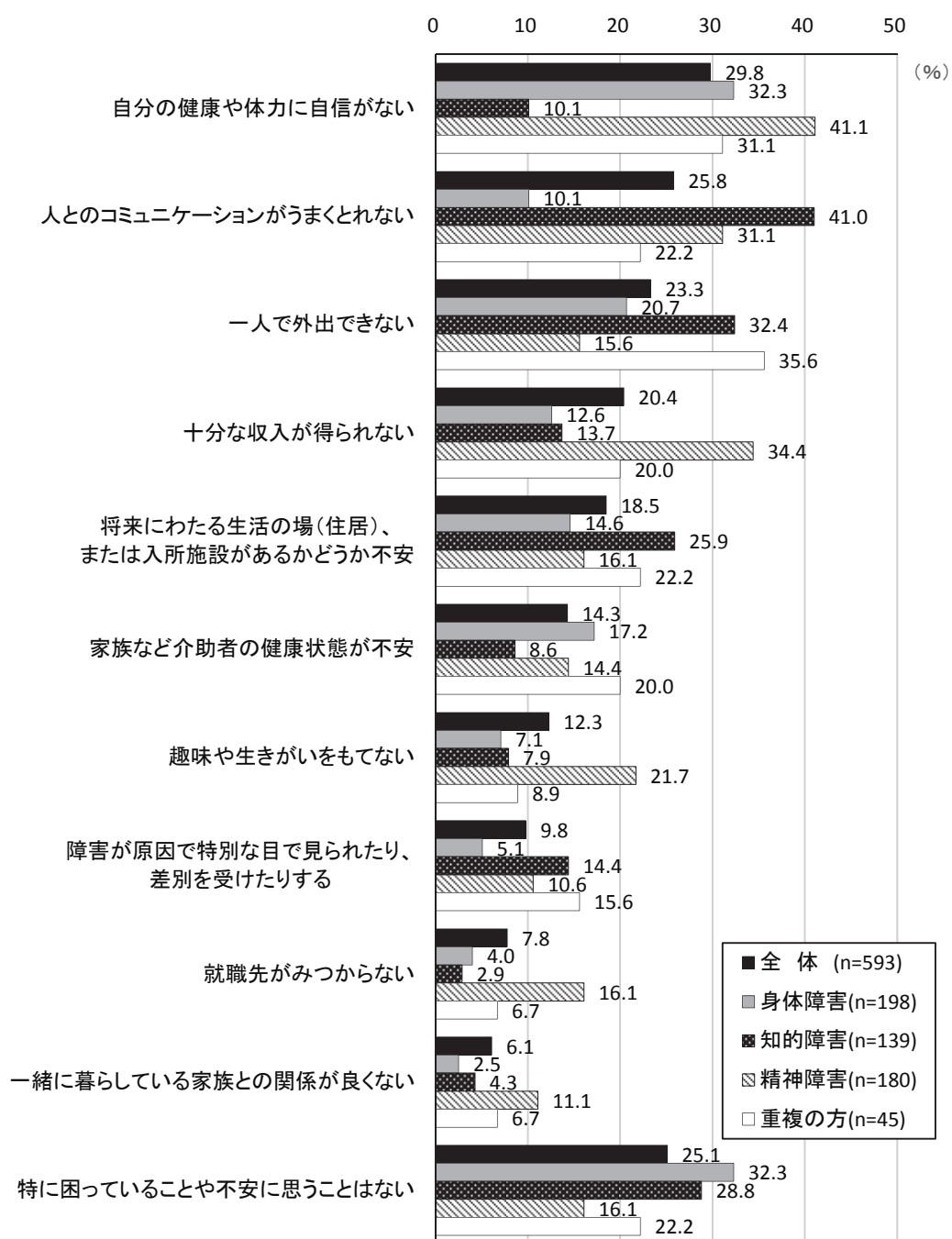


⑥現在の生活で困っていること（問25）

○全体では「自分の健康や体力に自信がない」が3割近くで高くなっており、次いで、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」「一人で外出できない」となっています。
○障害別でみると、知的障害では「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が4割を超え最も高くなっています。

図 現在の生活で困っていること

（回答者全体の上位 10 位まで表記）



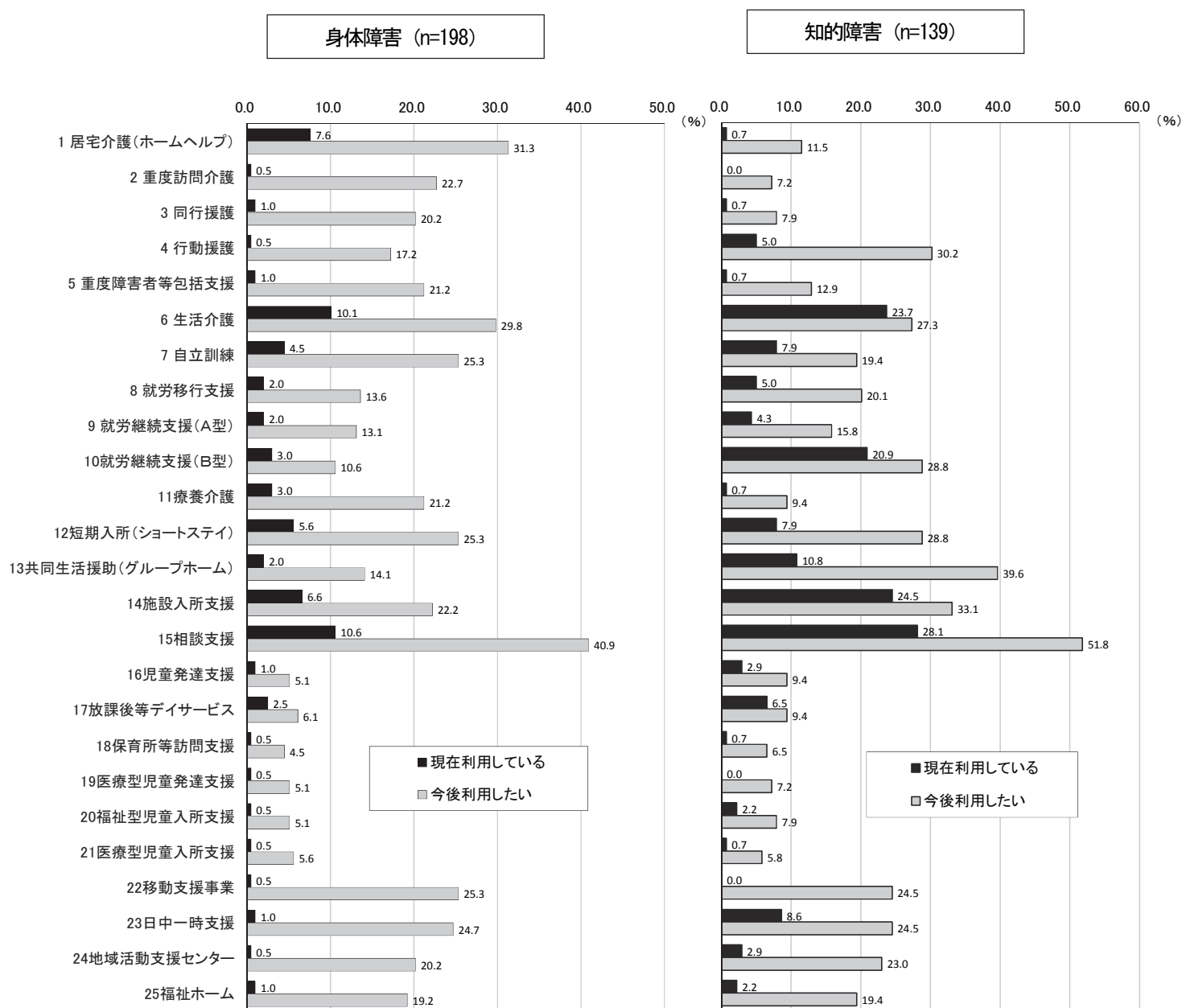
⑦福祉サービスの利用状況と利用意向（問26）

○身体障害では現状の利用は低いものの、相談支援や居宅介護などの利用意向が高くなっています。

○知的障害では相談支援や施設入所支援の利用が高く、相談支援の利用意向が高くなっています。

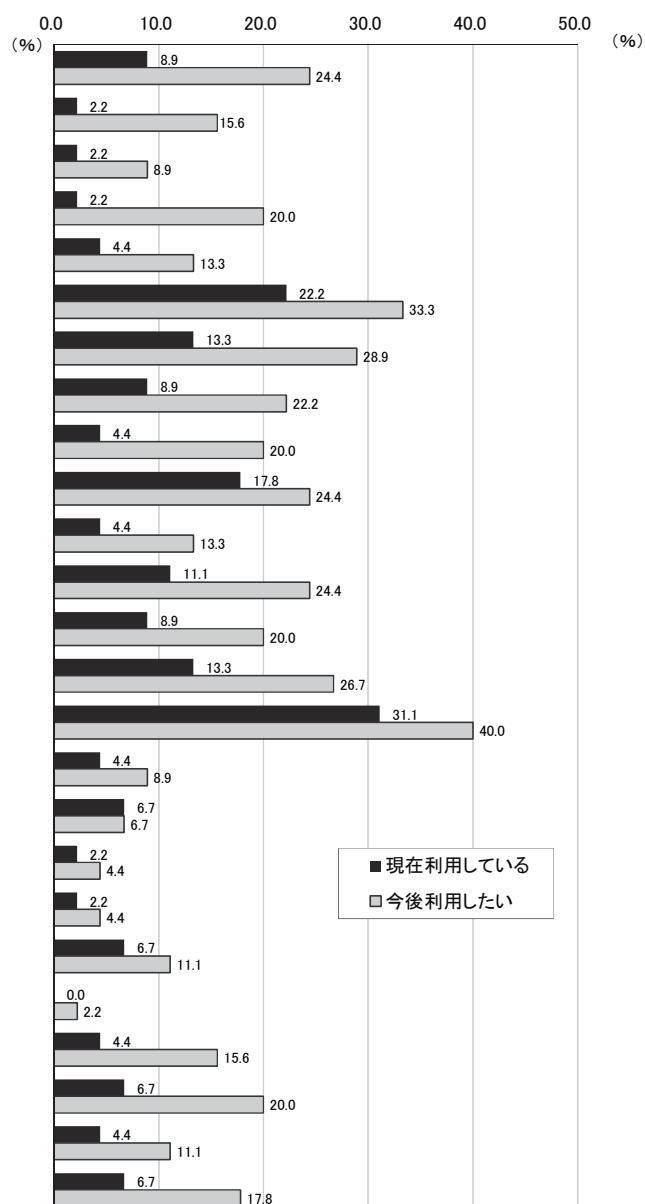
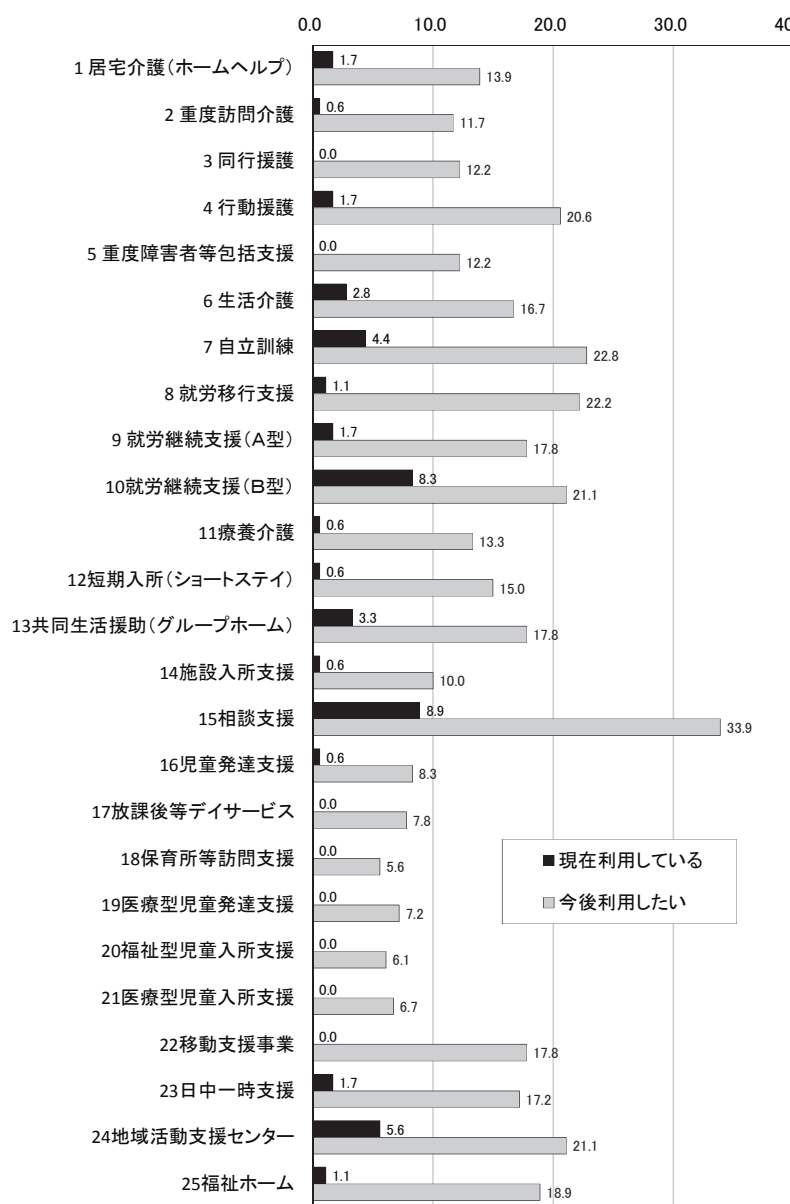
○精神障害では現状の利用は低いものの、相談支援などの利用意向が高くなっています。

図 福祉サービスの利用状況と利用意向



精神障害 (n=180)

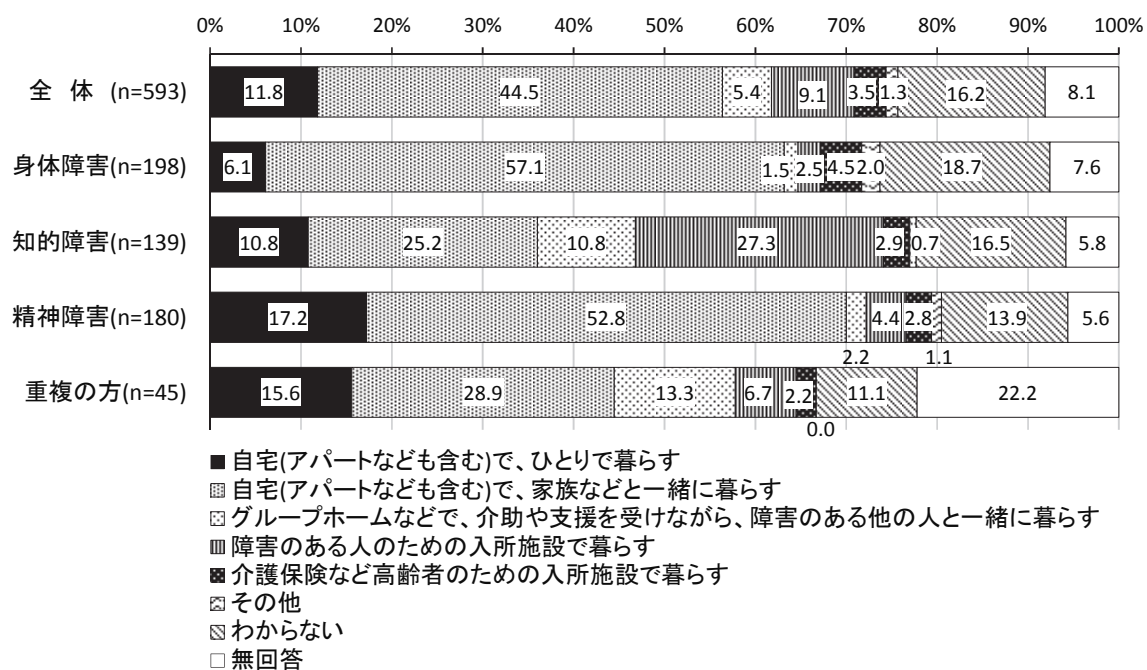
重複の方 (n=45)



⑧将来の暮らし方（問28）

○全体では「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が4割半ばで高くなっています。
○障害別では「自宅で、家族などと一緒に暮らす」が身体障害と精神障害で5割を超え高くなっています。

図 将来の暮らし方

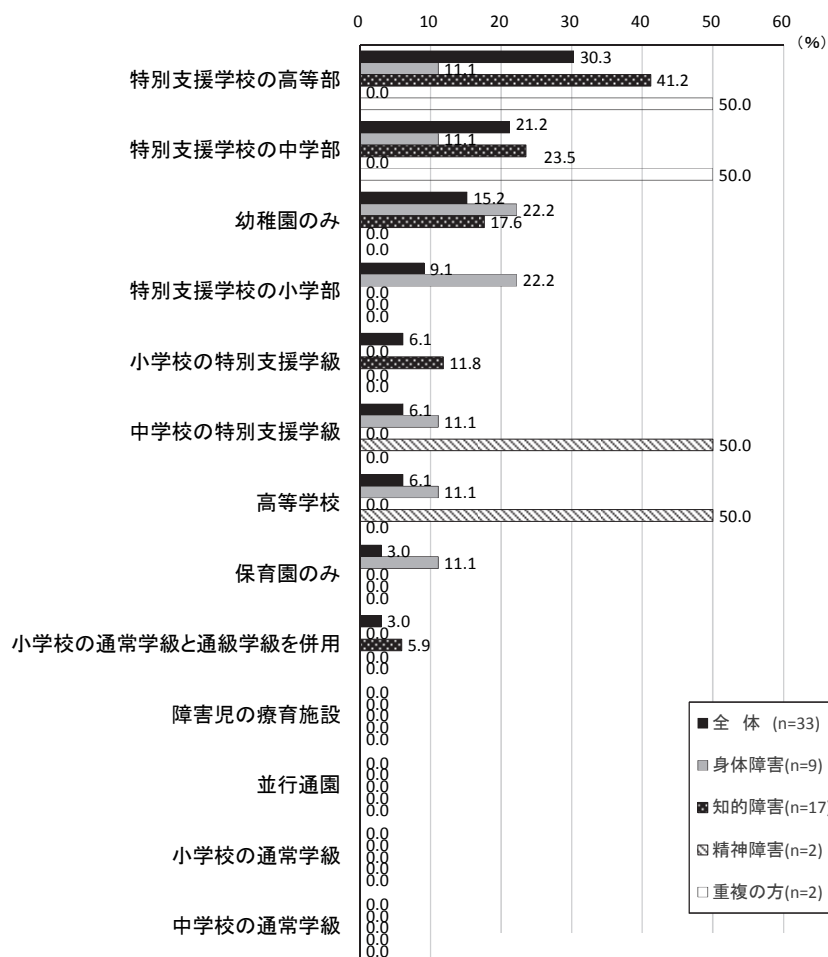


⑨通園・通学先（問32）

○全体では「特別支援学校の高等部」が3割を超え高くなっています。

○障害別では精神障害で「中学校の特別支援学級」と「高等学校」が、重複の方で「特別支援学校の高等部」と「特別支援学校の中等部」が、5割を超え高くなっています。

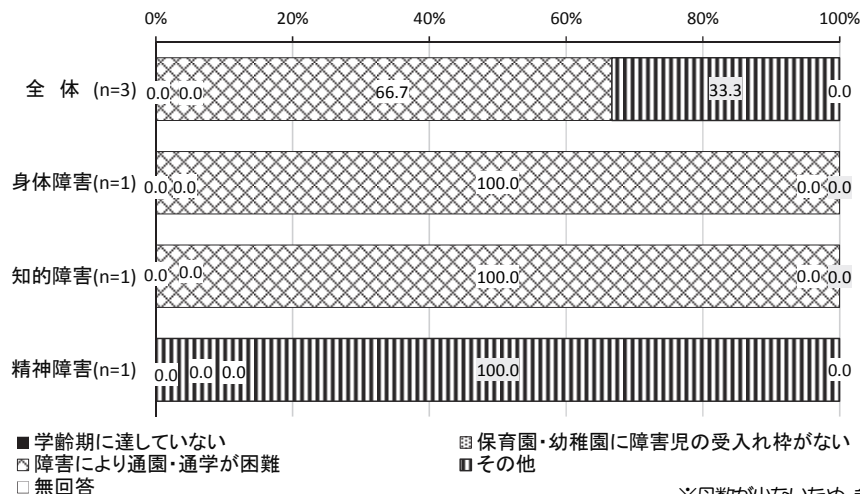
図 通園・通学先



※手帳の種類を答えていない方がいるため合計は合致しません

⑩通園・通学していない理由（問33）

図 通園・していない理由



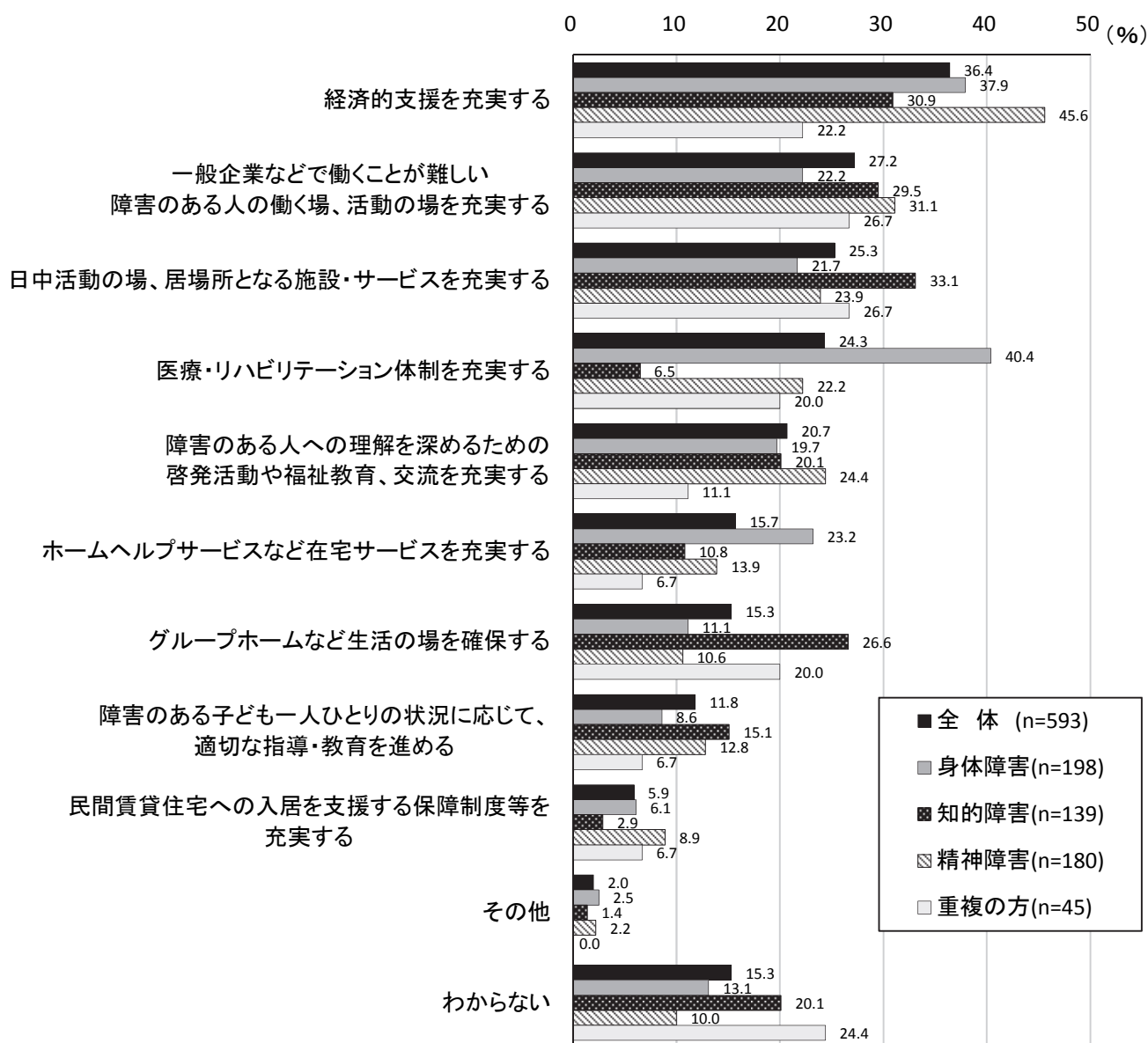
※母数が少ないため、参考値として掲載します。

⑪自立した生活を送るために、充実させるべき施策（問 35）

○全体では「経済的支援を充実する」が3割半ばで最も高くなっており、次いで、「一般企業などで働くことが難しい障害のある人の働く場、活動の場を充実する」「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実する」となっています。

○障害別では、精神障害で「経済的支援を充実する」が4割半ばで最も高くなっています。

図 充実させるべき施策



第2節 障害福祉サービス事業者アンケート調査結果

1. 調査概要

平成 30～32 年度を計画期間とする新しい障害福祉計画を策定するにあたり、障害福祉サービス事業所を運営する法人を対象に、事業所経営やケアの内容についての課題を把握し、計画づくりに反映していくために、事業所アンケートを実施しました。

調査対象は、安房地域の住民が利用している障害福祉サービス事業所の運営団体（千葉市など遠方の入所施設を除く）で、平成 29 年 9 月から 10 月にかけて郵送で実施し、60 団体に配布し 38 団体から回答を得ました。

表 配布・回収数

	配布数	回収数	回収率
配布数	60 票	39 票	65.0%

2. 調査結果

①運営主体（問1）

〇回答のあった法人の種類は、社会福祉法人が 9 団体、医療法人が 2 団体、営利法人が 16 団体、NPO 法人が 10 団体、その他が 2 団体です。

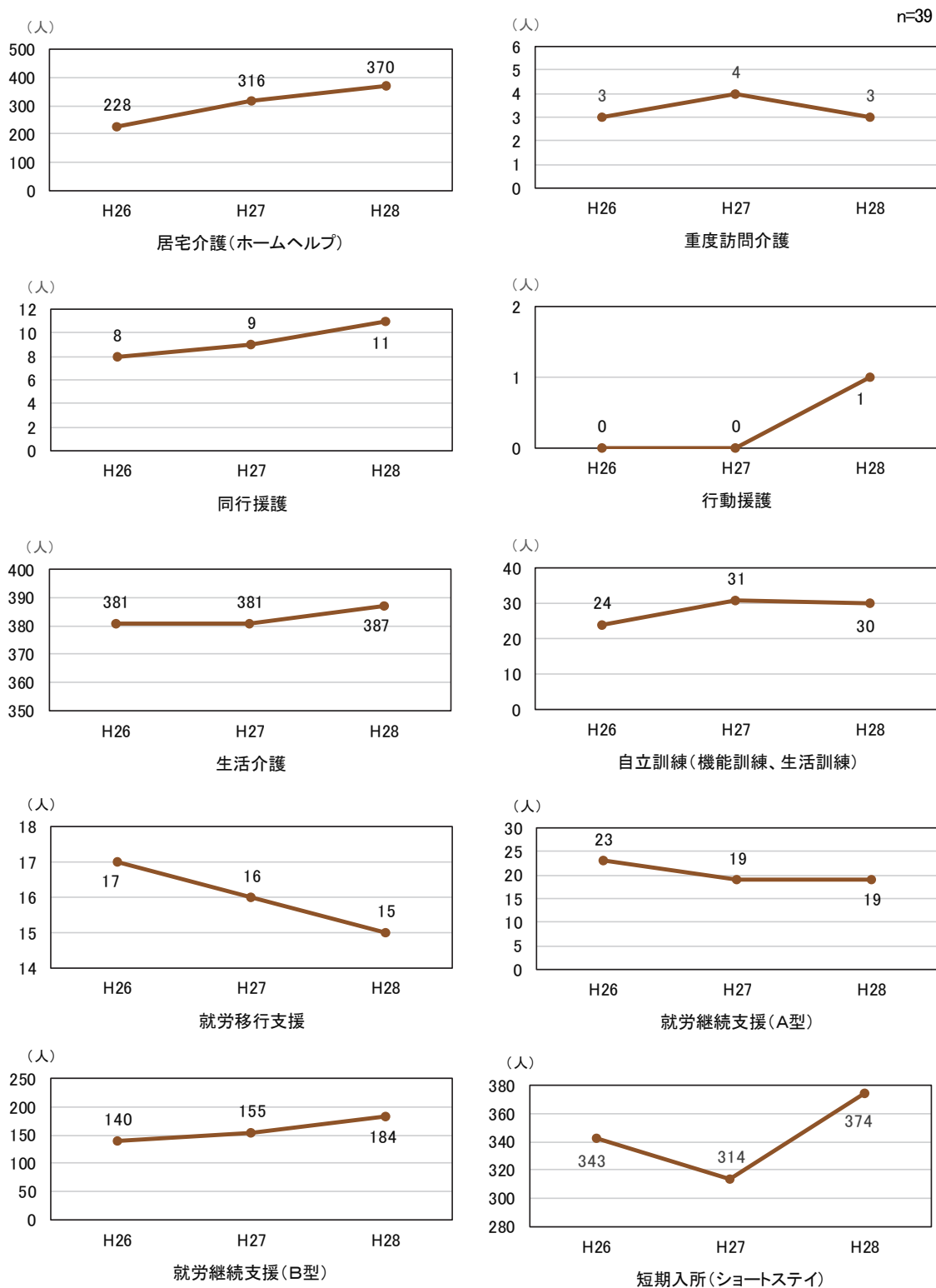
表 運営主体

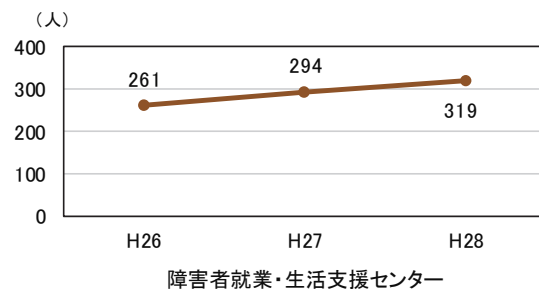
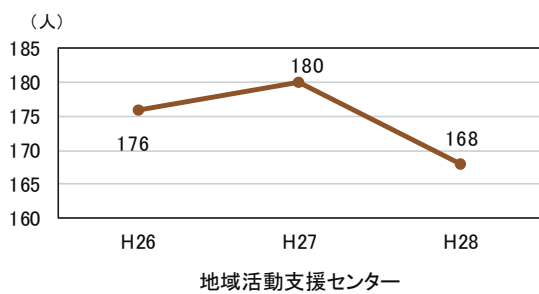
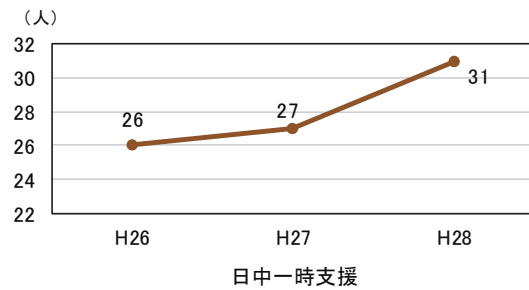
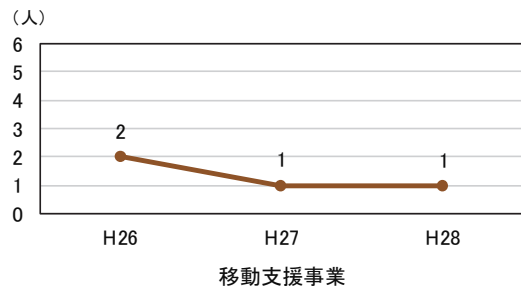
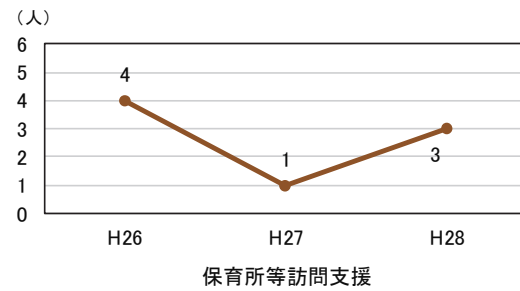
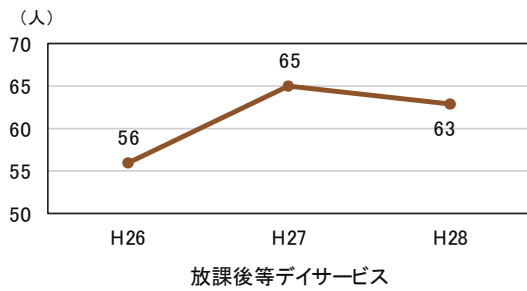
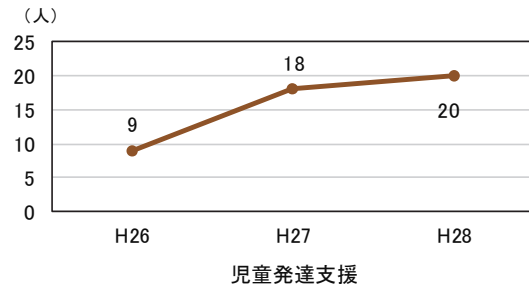
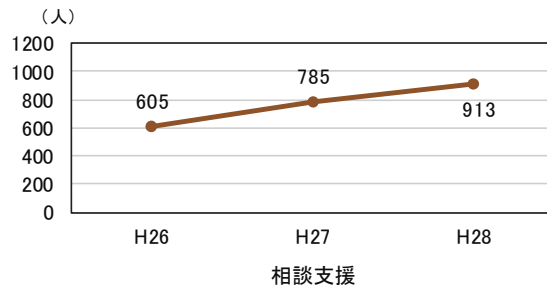
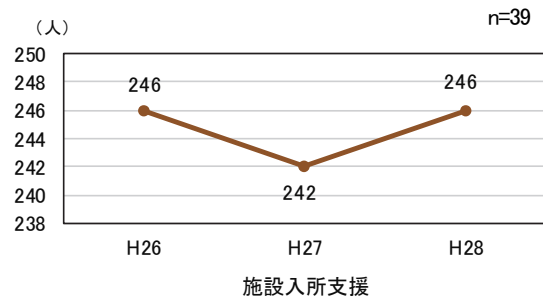
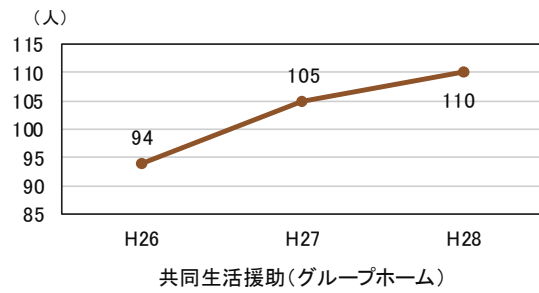
	主な事業所の所在地							
	館山市		鴨川市		南房総市		四街道市	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
1 社会福祉法人	1	5.9	2	28.6	4	33.3	1	100.0
2 医療法人（社団・財団）	1	5.9	0	0.0	1	8.3	0	0.0
3 営利法人（有限会社・株式会社）	6	35.3	3	42.9	6	50.0	0	0.0
4 特定非営利活動法人（NPO）	7	41.2	2	28.6	1	8.3	0	0.0
5 その他	2	11.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	17	100.0	7	100.0	12	100.0	1	100.0
	主な事業所の所在地							
	市原市		千葉市		合計			
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)		
1 社会福祉法人	1	100.0	0	0.0	9	23.1		
2 医療法人（社団・財団）	0	0.0	0	0.0	2	5.1		
3 営利法人（有限会社・株式会社）	0	0.0	1	100.0	16	41.0		
4 特定非営利活動法人（NPO）	0	0.0	0	0.0	10	25.6		
5 その他	0	0.0	0	0.0	2	5.1		
	1	100.0	1	100.0	39	100.0		

②近年のサービス提供状況（問4）

○平成 26 年から平成 28 年のサービスの提供状況をみると、自立支援給付、地域生活支援事業ともに増加傾向にある項目が多く見られます。

図 近年のサービス提供状況





③新規サービスの開始意向（問6）

○平成30～32年度の新規サービスの利用意向では、共同生活援助、居宅介護、就労移行支援の意向が見られます。

表 新規サービスの開始意向

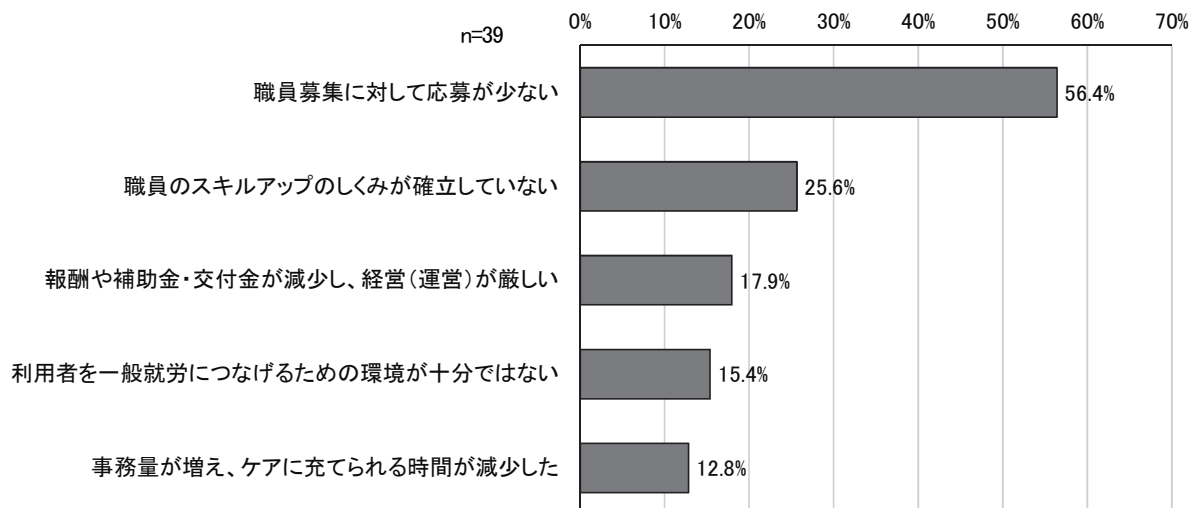
主な事業所の所在地	法人の種類	サービス名	定員	年度	場所
館山市	医療法人（社団・財団）	居宅介護	3	30	館山市内
南房総市	営利法人	共同生活援助	5	30	南房総市内
南房総市	特定非営利活動法人	就労移行支援	6	29	南房総市内
館山市	その他	共同生活援助	6	31	館山市内

④事業所経営（運営）における課題（問7）

○事業所経営の課題については、「職員募集に対して応募が少ない」が5割半ばで最も高く、次いで「職員のスキルアップのしくみが確立していない」「報酬や補助金・交付金が減少し、経営（運営）が厳しい」となっています。

図 事業所経営（運営）における課題

（回答全体の上位5位まで表記）



第4章 課題の整理

第4章 課題の整理

1. 生きがいづくりのための「場」の充実

障害のある人が自らの能力を生かしながら、いきいきと生活でき、生きがいを実感できる地域社会を実現するため、障害者基本法第4条に規定する「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念を地域社会や企業、学校などに普及し、障害のある人が積極的に社会参加できる環境を整備するとともに、地域における交流活動の機会の拡充を図ることが求められています。

2. 就労支援の充実

「働く」ことは、生活していくための収入を得るだけでなく、人生の生きがいにつながる重要な意味を持っており、障害者の地域生活での自立を促進するには、障害の特性を踏まえたきめ細かな就労支援が求められています。

このため、雇用の場の確保や、一般就労後の職場定着支援が重要であるとともに、ハローワークや企業との連携、関係機関とのネットワークの構築が必要となっています。

3. 地域生活支援の充実

障害のある方への住まいの提供、生活を支援するサービスの充実、就労支援など、ライフステージに応じた総合的な支援体制が求められています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特に必要とされているサービスの提供の充実に取り組みます。

4. 相談支援体制の充実

発達や療育に関する相談をはじめ、地域で生活する上での悩みやサービス利用などについての相談が増加し、また、内容が複雑化しているため、相談体制の充実が求められています。

障害のある人が、福祉サービスなどを利用する際に、必要な情報を得やすくするとともに、必要な支援をスムーズに受けることができるように、市と各相談支援事業所のさらなる連携の推進や体制の充実に努めていく必要があります。

5. 障害のある子どもへの支援体制の充実

自閉症など発達障害に関する知識の普及に伴い、これまで障害があると認識されていなかった人についての相談・支援ニーズが増えています。

障害の早期発見と早期対応、早期療育は重要であり、また、支援者の連携等によって支援情報などのスムーズな引継ぎを心がけ、支援の切れ目がないように配慮していくことも求められています。

障害のある子どもへの、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援、発達支援、就労支援等の支援体制の充実を図る必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

第5章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市では、障害のある人のその人らしい自立と社会参加をめざし、「ノーマライゼーション※」、「ソーシャルインクルージョン※」の推進のために以下の理念を掲げ、地域の基盤を整備していくものとしています。

※ノーマライゼーション…障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

※ソーシャルインクルージョン…障害のある・なしにかかわらず地域で当たり前の生活を送ることができるよう、ともに生きる福祉社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念をより広く、深くしていこうとする考え方。「ともに生き」、さらに「ともに支え合う」社会をめざすもの。

1. 自己決定と自己選択の尊重と支援

障害のある人がその生活・人生を尊重され、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活ができる社会の実現をめざします。

2. 協働、参画する社会の創造

障害のある・なしにかかわりなく、誰もが社会の一員として地域の中で当たり前に生活できる社会を障害者、地域、行政がともにつくる社会の実現をめざします。

3. 安全で安心して快適に暮らせるまちの実現

障害のある人が、ハード・ソフトの両面において社会のあらゆるバリア（障壁）によって地域生活を妨げられることがなく、安全で安心して快適に暮らせるまちの実現をめざします。

以上の内容を端的に表現する本計画の「目標像（社会像）」を

すべての人に優しくやすらぐまち 南房総

として、本計画のキャッチフレーズとして進めます。

第2節 計画の基本目標

「自己決定と自己選択の尊重と支援」、「協働、参画する社会の創造」、「安全で安心して快適に暮らせるまちの実現」の3つの基本理念を踏まえ、次の3つを基本目標として掲げます。

1. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

「ノーマライゼーション」の基本でもある地域でのその人らしい自立生活の実現をめざします。自立生活を支えるサービス基盤の整備とともに、自ら生活のあり方を決定し、自分らしい生活を送るために必要な自己決定や選択ができる支援体制を整備します。

2. 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり

生きがいを持って輝いて生きるためには、就労・日中活動の場やスポーツ・文化活動の場などが必要です。社会参加を実現し、生きがいを持って生活を送れるための「活動の場」を整備します。

3. すべての人にやさしいまちづくり

障害のある・なしにかかわらず、市民誰もが安全で安心して快適に暮らせる地域社会を実現するためにハード・ソフト両面のバリアを取り除いていく必要があります。心や情報面などを含めた様々なバリアの解消を図るとともに、「ユニバーサルデザイン※」の視点に立ち、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

※ユニバーサルデザイン…「バリアフリー」は、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようにデザインするという考え方。

第3節 計画の基本的な視点

計画の「基本理念」「基本目標」を実現するために、次の5つの基本的視点を基に、本計画に定める施策・事業に取り組みます。

1. 障害のある人自らの意志と判断の尊重

障害のある人は単なるサービスの受け手ではなく、自らが主体であって、それぞれの人生の主役です。

障害のある人が自ら生活する場所を選択し、必要となる障害福祉サービスを自己決定する機会を確保するとともに、自己の選択と決定を尊重し、その意思決定のプロセスが尊重される社会の実現を図ります。

2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供

障害の種別や程度にかかわらず、本人が必要とする障害福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように、総合的な障害福祉サービスの提供を目指します。

3. 地域社会全体での支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、継続して生活していくためには、すべての人が障害や障害のある人への理解を深め、地域社会全体（市民・地域・行政）で取り組みを目指します。

4. 障害のある子どもへの支援体制の整備

発達過程において特別な配慮が必要とされる児童（要配慮児童）を早期に発見し、適切な療育・支援につなげます。

障害のある児童のライフステージに沿って、乳幼児から学校卒業まで児童の特性に応じた一貫した適切な支援の提供を図るとともに、次のステージに適切につなげていくことができるように、保育、療育、教育、就労などの関係機関の連携を強化します。

5. 安心して暮らせるまちづくりの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、社会参加をしていくため、地域で気軽に相談ができる環境整備や障害福祉サービス等に関する情報提供の充実、公共施設等のバリアフリー化など、障害のある人にとって利用しやすい環境づくりを目指します。

第6章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画

第6章 南房総市障害福祉計画・障害児福祉計画

第1節 地域生活移行と就労支援の成果目標

1. 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

(1) 地域生活への移行

国は、「平成32年度末時点で平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること」を基本指針に掲げています。

本市では、福祉施設から地域生活に移行する人数の目標を5人と設定します。

項目	数値目標		備考
平成28年度末の施設入所者数	基準値	63人	平成28年度末時点の施設入所者数
地域生活移行者数	目標値	5人(9%)	平成28年度末時点の施設入所者数のうち、9%以上がグループホーム、一般住居等へ移行する。

(2) 施設入所者数の削減

国は、「平成32年度末時点の施設入所者数を、平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減すること」を基本指針に掲げています。

本市では、施設入所支援の利用の需要があることから、施設入所者数については現状を維持し、削減数は0人(0%)と見込んでいます。

項目	数値目標		備考
平成28年度末の施設入所者数	基準値	63人	平成28年度末時点の施設入所者数
削減見込者数	目標値	0人(0%)	現状の施設入所者数を維持する。

2. 地域包括ケアシステムの構築

(1) 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

国の基本指針	・全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定する。
目標値設定の考え方	・障害保健福祉圏域にて保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することについて、検討する。
目標期限	平成32年度末

(2) 精神病床における1年以上の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

国の基本指針	・県における平成32年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案し、県内市町村における基盤整備量（利用者数）を設定する。
目標値設定の考え方	・国の基本指針に基づき県が算定した数値により目標値を設定する。
目標値	7人（平成32年度末）

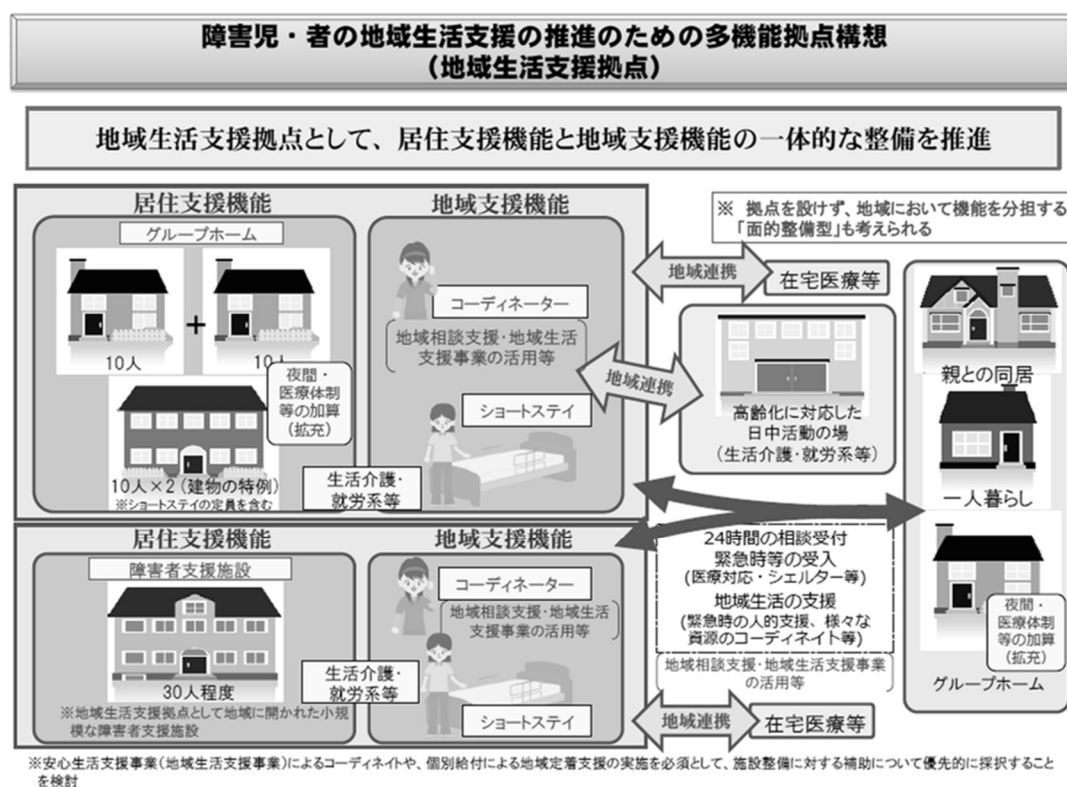
3. 地域生活拠点等の整備

国では、「障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること」を基本指針に掲げています。

本市では、相談や緊急時の受け入れ、その他必要な支援や体制づくりを行う、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することを目指します。

国の基本指針	・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。
目標値設定の考え方	・地域生活支援拠点等を1箇所以上整備することについて、検討する。
目標値	1箇所（平成32年度末）

図 地域生活拠点のイメージ



4. 福祉施設から一般就労への移行促進

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、平成32年度末までに一般就労する者の数

国では、「就労移行支援事業等を通じて、平成32年度末までに一般就労に移行する人数が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすること」を基本指針で掲げています。

本市では、平成32年度末までに福祉施設から一般就労へ移行する人数を2人と設定します。

項目	数値目標		備考
平成28年度の一般就労移行者数	基準値	0人	平成28年度に福祉施設を退所して、一般就労した人数
一般就労移行者数	目標値	2人	平成32年度末までに福祉施設を退所して一般就労する人数

(2) 就労移行支援事業の利用者数

国では、「平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者数から2割以上増加すること」を基本指針で掲げています。

本市では、平成32年末の就労移行支援事業の利用者数を10人と設定します。

区 分	数 値		数値目標設定の考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	基準値	9人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	目標値	10人 (1.2倍)	平成32年度末において、就労移行支援事業を利用する人数

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

国では、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること」を基本指針で掲げています。

本市では、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にすること」を目指します。

(4) 就労定着支援による職場定着率

国の基本指針	・在職障害者の就労に伴う生活上の多様化・増加していく支援ニーズや、障害者就労時の生活面の課題に対応できるよう、新たな障害福祉サービスとして、就労定着支援を創設し、平成30年度より開始する。 ・就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とする。
目標値設定の考え方	・国の指針に基づき、就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上を目指すこととして設定する。
目 標 値	支援開始1年後の職場定着率80%

5. 障害児支援の提供体制の整備（障害児福祉計画における成果目標）

（１）障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

国の基本指針	・児童発達支援センターを各圏域又は各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
目標値設定の考え方	・児童発達支援センターを1箇所以上設置することについて、検討する。
目標値	1箇所以上（平成32年度末）

国の基本指針	・各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
目標値設定の考え方	・保育所等訪問支援を利用できる体制を維持する。
目標値	平成32年度末

（２）医療的ニーズへの対応

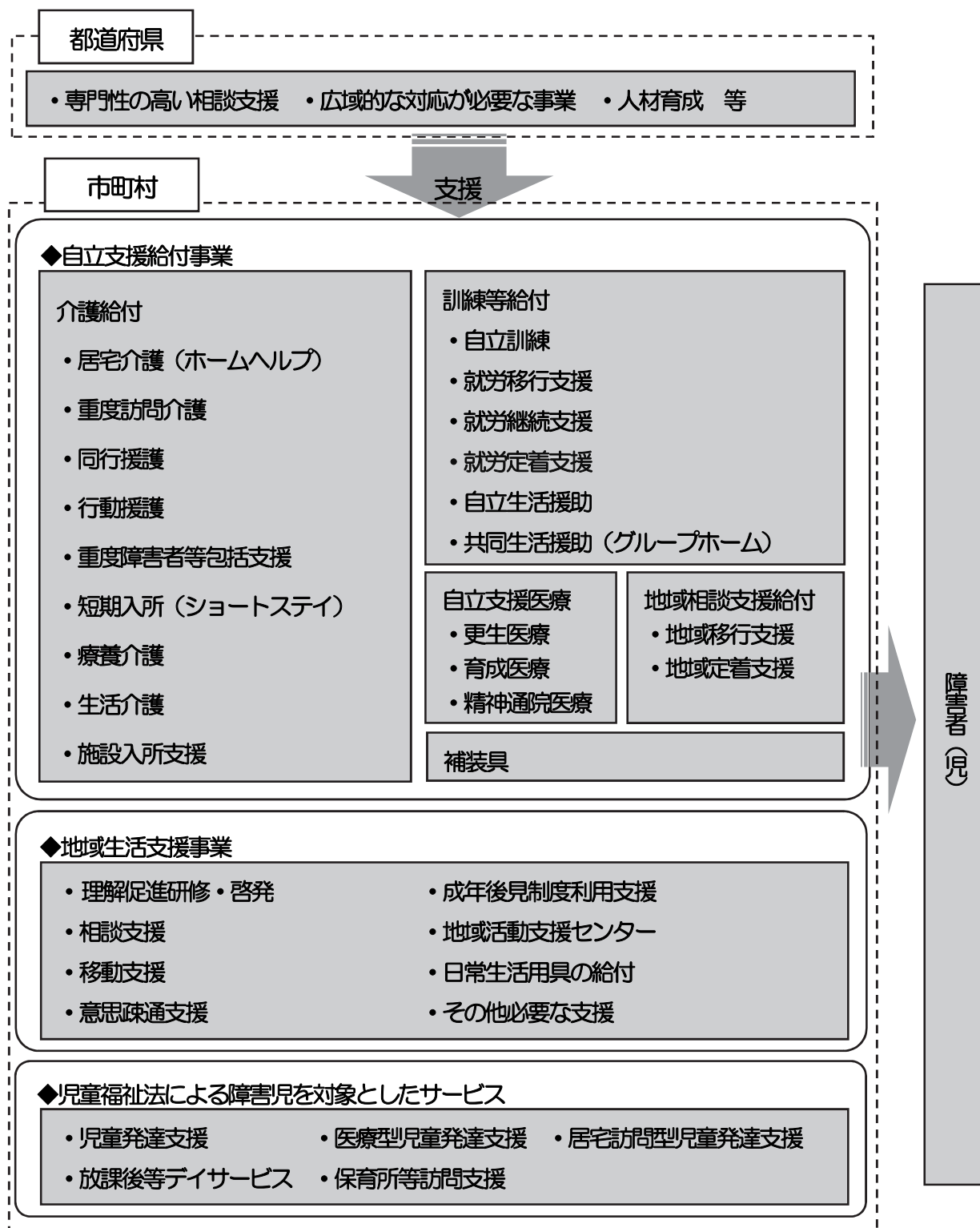
国の基本指針	・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域又は各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
目標値設定の考え方	・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保することについて、検討する。
目標値	1箇所以上（平成32年度末）

国の基本指針	・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
目標値設定の考え方	・関係機関が連携を図るための協議の場を設けることについて、検討する。
目標値	平成32年度末

第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保策

1. 障害福祉サービスの体系

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスの体系は、障害者総合支援法による自立支援給付事業及び地域生活支援事業、児童福祉法による障害児を対象としたサービスで構成されています。



2. 自立支援給付事業

(1) 訪問系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護・行動援護 ・重度訪問介護	427時間 58人	493時間 44人	498時間 48人	503時間 52人	508時間 57人
同行援護	0時間 0人	25時間 1人	25時間 1人	25時間 1人	25時間 1人
重度障害者等包括 支援	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人

【サービス量の見込みの考え方】

居宅介護・行動援護・重度訪問介護は利用時間の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。
同行援護・重度障害者等包括支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

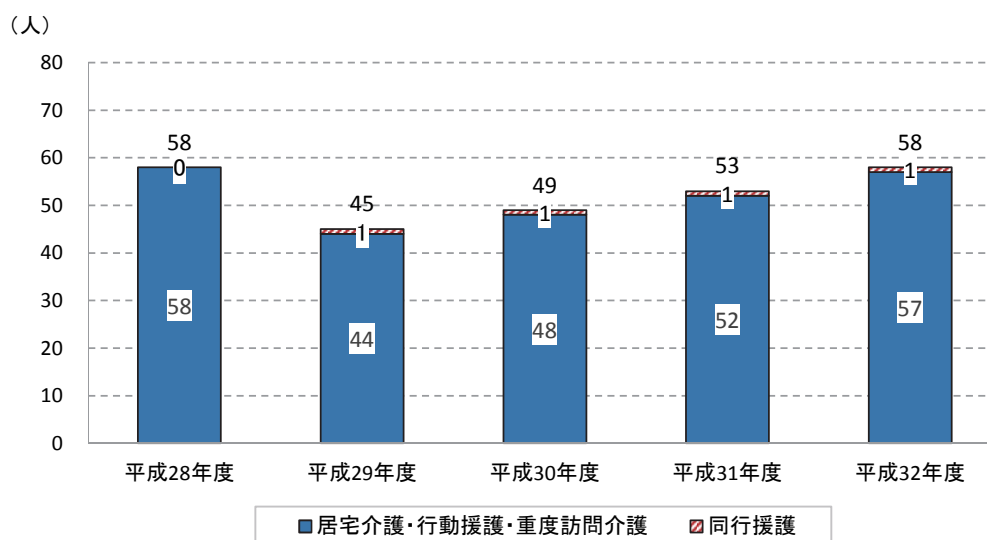
【提供体制の確保】

訪問系サービスの利用ニーズが高いことから、引き続き質の高い必要量のサービスを提供できるように努めます。

指定事業者へサービス量の確保と内容の充実を図るように働きかけるとともに、人材の確保・育成に努めます。

重度障害者等包括支援は、現在提供されていませんが、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の確保を図ります。

図 訪問系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(2) 日中活動支援サービス

①療養介護・生活介護

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	649人日	660人日	660人日	660人日	660人日
	2人	2人	2人	2人	2人
生活介護	2,285人日	2,381人日	2,429人日	2,477人日	2,527人日
	153人	138人	143人	148人	153人

【サービス量の見込みの考え方】

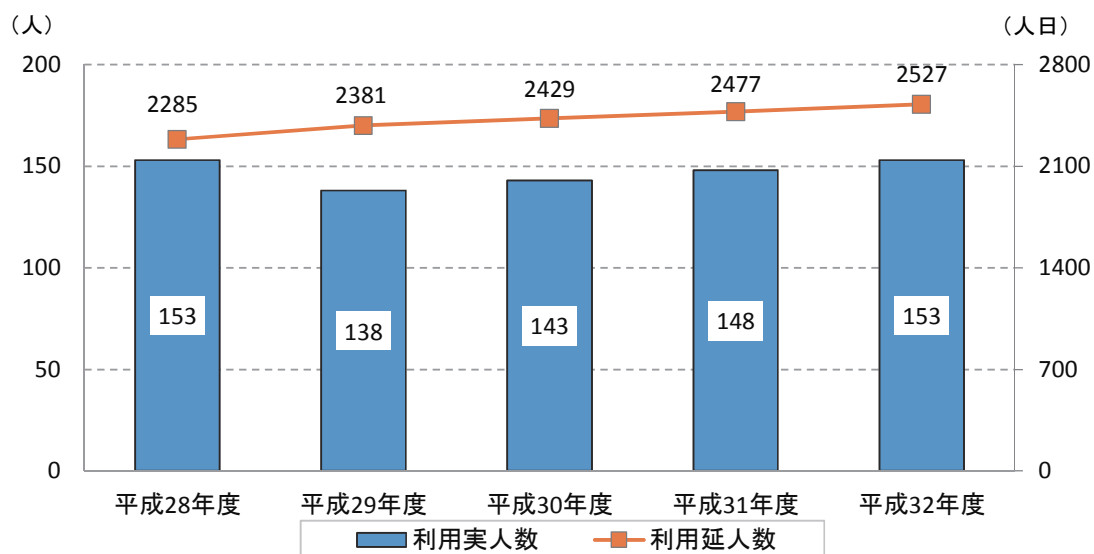
療養介護は現在の実績を維持するものと見込みます。

生活介護は利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

地域自立支援協議会、特別支援学校等と連携し、市における日中活動系サービスの必要量を検討し、障害のある人の様々なニーズに対応できる日中活動の場の確保に努めます。

図 生活介護の利用人数の推移と見込み（人・人日）



②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練 （機能訓練）	0人日	0人日	22人日	22人日	22人日
	0人	0人	1人	1人	1人
自立訓練 （生活訓練）	106人日	141人日	145人日	150人日	154人日
	12人	22人	25人	29人	33人

【サービス量の見込みの考え方】

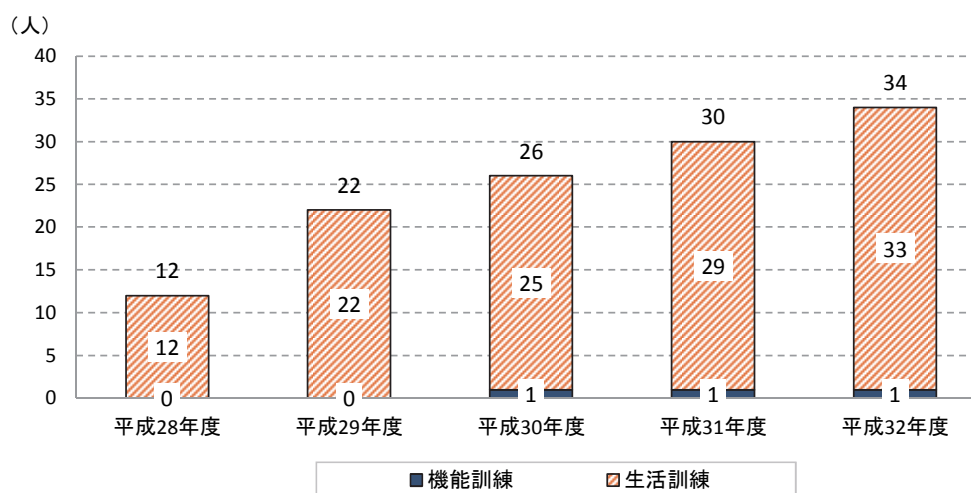
自立訓練（機能訓練）は近年では利用が少ないものと想定します。

自立訓練（生活訓練）は利用時間、利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

利用者が住み慣れた地域で安心して生活や労働ができるように、サービスの向上に努めます。

図 自立訓練の利用実人数の推移と見込み（人／月）



③就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	52人日	73人日	89人日	109人日	132人日
	9人	7人	9人	12人	16人
就労継続支援 (A型)	220人日	228人日	237人日	247人日	256人日
	14人	11人	12人	13人	14人
就労継続支援 (B型)	1,498人日	1,880人日	2,162人日	2,486人日	2,859人日
	120人	114人	126人	139人	154人
就労定着支援	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）は利用時間実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

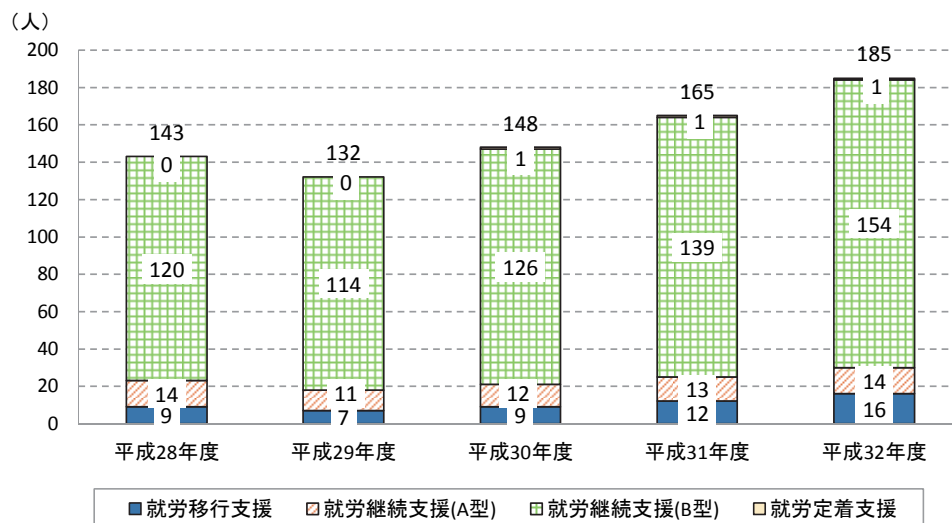
就労定着支援は新たなサービスとして、平成30年度以降の提供開始を見込みます。

【提供体制の確保】

就労移行支援や就労継続支援については、関係機関と連携を図り、自立した生活を支えることができるよう工賃の向上にも留意しながら、きめ細かなサービスの実施を促進していきます。

また、就労定着支援は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

図 就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



④短期入所

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所	218人日	218人日	225人日	231人日	238人日
	41人	29人	31人	34人	38人

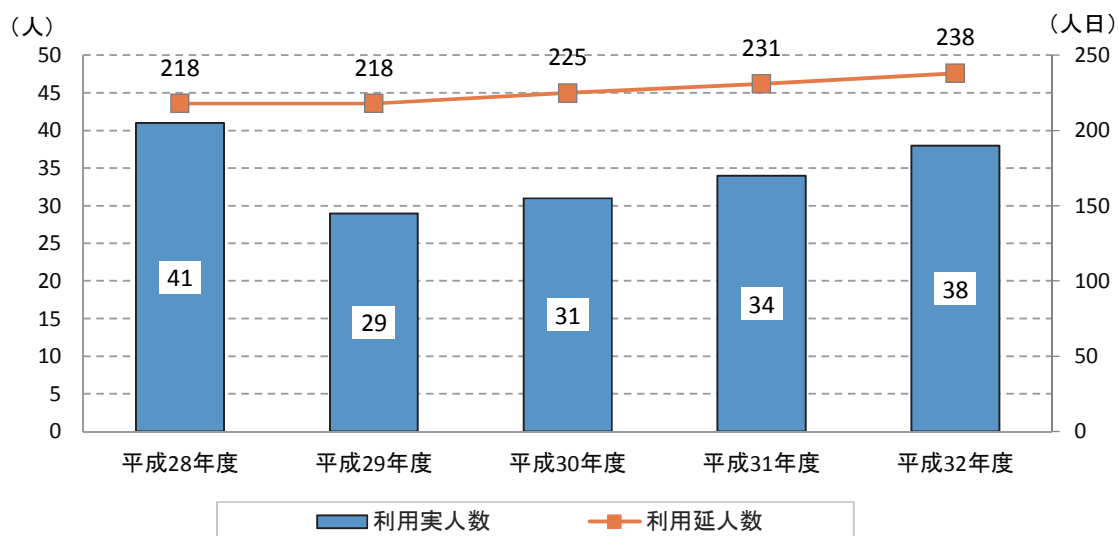
【サービス量の見込みの考え方】

短期入所は利用時間実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

【提供体制の確保】

身近な地域の事業所での短期入所利用枠の確保や新設を促進するとともに、相談支援事業所と連携しながら、緊急時の受け入れに対する柔軟な対応を図っていきます。

図 短期入所の利用人数の推移と見込み（人・人／月）



(3) 居住系サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (GH)	1,754人日 73人	2,053人日 77人	2,176人日 84人	2,307人日 92人	2,445人日 101人
施設入所支援	63人	61人	61人	61人	61人
自立生活援助	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

共同生活援助（GH）は利用時間、利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

施設入所支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

自立生活援助は新たなサービスとして、平成30年度以降の提供開始を見込みます。

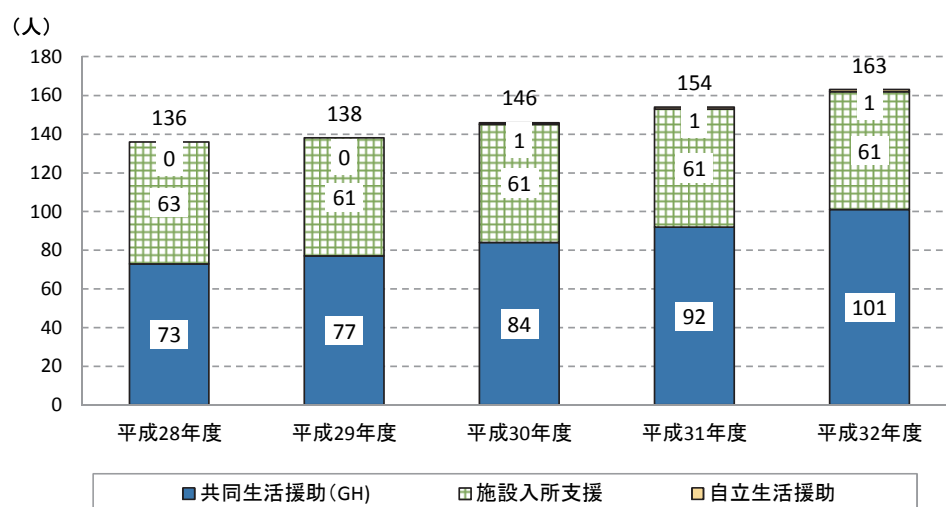
【提供体制の確保】

障害のある人が地域のグループホームで生活することへの市民の理解を深める普及啓発を図り、必要量の確保に努めます。

施設入所支援については地域生活移行に努めるとともに、本市では介護者の高齢化が見られ、今後のニーズは増加していくものと考えられることから、需要動向を見ながら、提供体制の確保に努めます。

また、自立生活援助は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

図 居住系サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



(4) 相談支援

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	269人	165人	173人	181人	190人
地域移行支援	0人	0人	2人	2人	2人
地域定着支援	0人	0人	2人	2人	2人

【サービス量の見込みの考え方】

計画相談支援は実績では減少していますが、利用意向の高さなどを踏まえ、今後の増加を見込みます。
地域移行支援、地域定着支援は近年では利用が少ないものと想定します。

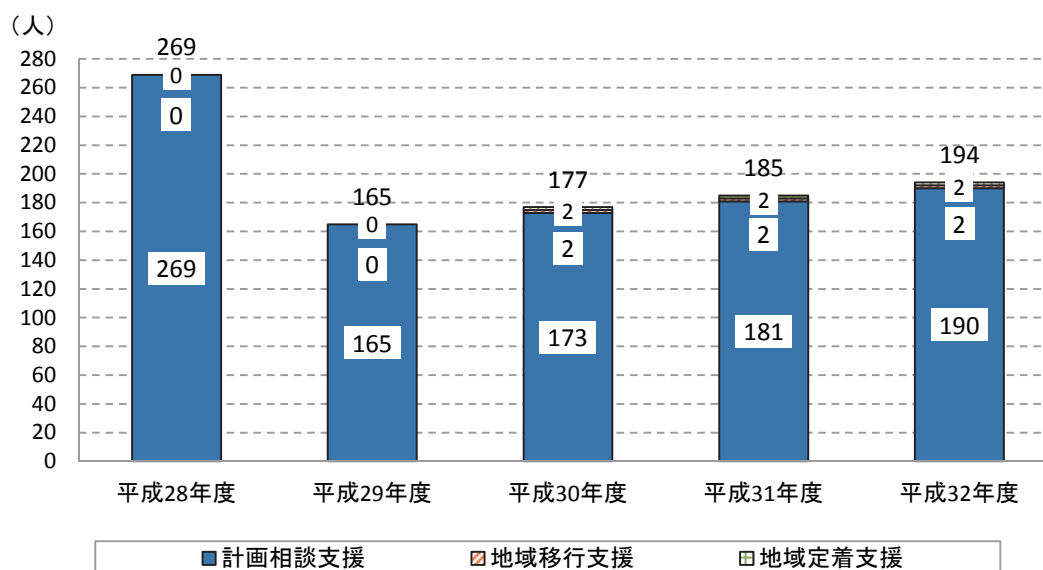
【提供体制の確保】

サービス等利用計画等に関する連絡、調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談支援事業者などとの連携により、相談支援の充実に努めます。

専門的な相談支援が実施できる体制を整えるとともに、関係機関との連絡調整を行い、地域移行を推進していきます。

関係機関との連携体制を確保し、障害の特性に応じた緊急時の対応等ができるように、地域定着の支援に努めます。

図 相談支援の利用実人数の推移と見込み（人／月）



(5) 障害児支援サービス

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	27人	24人	25人	26人	27人
児童発達支援	3人	6人	7人	8人	9人
医療型児童発達支援	1人	1人	1人	1人	1人
放課後等デイサービス	28人	29人	31人	34人	37人
保育所等訪問支援	0人	0人	0人	0人	0人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスは利用人数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

医療型児童発達支援、保育所等訪問支援は現在の実績を維持するものと見込みます。

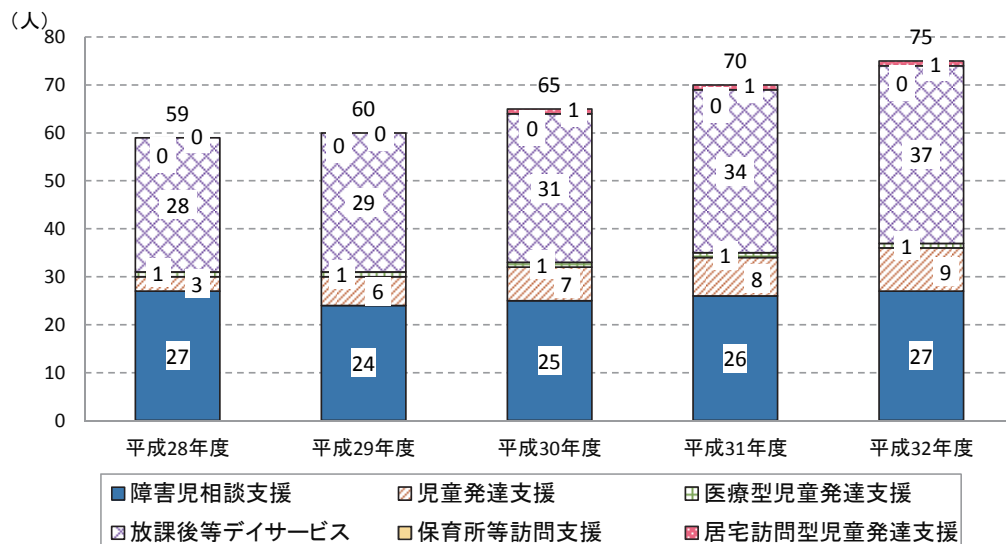
居宅訪問型児童発達支援は新たなサービスとして、平成30年度以降の提供開始を見込みます。

【提供体制の確保】

障害児支援に関するサービスは、利用者のニーズを的確に把握し、児童の心身の状況や生活環境などを考慮しながら必要なサービス量の確保に努めます。

また、居宅訪問型児童発達支援は利用意向に応じたサービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めます。

図 障害児支援サービスの利用実人数の推移と見込み（人／月）



3. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

【サービス量の見込み（一月あたり）】

サービス種別		平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
				平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業		無	検討	検討	検討	実施
自発的活動支援事業		無	検討	検討	検討	実施
相談支援事業		1,090人	1,080人	1,070人	1,070人	1,070人
成年後見制度利用支援事業		2人	3人	4人	5人	5人
成年後見制度法人後見支援事業		無	検討	検討	検討	実施
意思疎通支援事業		3人	3人	3人	3人	3人
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	0件	2件	2件	2件	2件
	自立生活支援用具	6件	4件	5件	5件	5件
	在宅療養等支援用具	2件	7件	5件	5件	5件
	情報・意思疎通支援用具	6件	12件	9件	9件	9件
	排泄管理支援用具	1,092件	1,172件	1,208件	1,244件	1,280件
	居宅生活動作補助用具	0件	1件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業※		3人	2人	2人	5人	5人
移動支援事業		0人	1人	1人	1人	1人
		0回	0.5回	0.5回	0.5回	0.5回
地域活動支援センター（Ⅰ型）		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		2.64人	2.6人	2.5人	2.5人	2.5人
地域活動支援センター（Ⅲ型）		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		1.7人	1.5人	2.5人	2.4人	2.4人

※「手話奉仕員養成研修事業」の単位は受講修了者数

【サービス量の見込みの考え方】

必須事業については、現在の実績とおおむね同規模の利用を見込みます。

【提供体制の確保】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、多様な支援を実施します。

現在提供されていない事業については、今後の利用ニーズの動向を踏まえながら、サービス提供体制の整備を検討していきます。

(2) 任意事業

【サービス量の見込み】

サービス種別	平成28年度 実績	平成29年度 見込み	第5期計画見込量		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援事業	8人	9人	13人	15人	15人
	150回/年	240回/年	252回/年	268回/年	268回/年
訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人	1人	1人
	19回/年	59回/年	57回/年	57回/年	57回/年
福祉タクシー利用助成事業	81人	85人	85人	85人	85人
	914千円	933千円	933千円	933千円	933千円
知的障害者職親委託制度	1人	1人	1人	1人	1人
自動車運転免許取得助成事業	0人	2人	2人	2人	2人
身体障害者用自動車改造費助成事業	0人	1人	1人	1人	1人

【サービス量の見込みの考え方】

任意事業について、日中一時支援事業は利用人数、利用回数の実績の伸びを考慮し、今後も増加を見込みます。

その他の事業については現在の実績とおおむね同規模の利用を見込みます。

【提供体制の確保】

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、今後の需要動向を見ながら、多様な支援を実施します。

第7章 計画の推進

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画の内容を達成するためには、保健・医療・福祉等関連する分野の連携を強化するとともに、県等の関係機関や近隣市町、民間など多様な主体と相互に連携を強化し、障害者施策が総合的・効果的に展開できるよう図る必要があります。

1. 市民参加の推進

計画をより市民ニーズに沿ったものにするためには、市民が主体的に計画の策定や推進に参画することが重要になります。今後も計画の策定や見直しに当たっては、アンケート調査やパブリックコメントを実施するなど、市民から幅広く意見を求める機会を設けていきます。

また、計画の推進に当たっては、障害のある人やその家族、サービス提供事業者など障害のある人を取り巻く現状や今後の動向等を考慮するなかで、行政と市民、障害福祉サービス事業者及び関係機関が連携・協働することが重要となります。

2. 障害福祉サービスの提供体制の整備

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害のある人が様々な選択肢の中から自分にあったサービスを選択できる環境を整備するため、民間の障害福祉サービス事業者に対して、情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、サービスの提供体制の拡大を図ります。

3. 関係者や関係機関との連携の推進

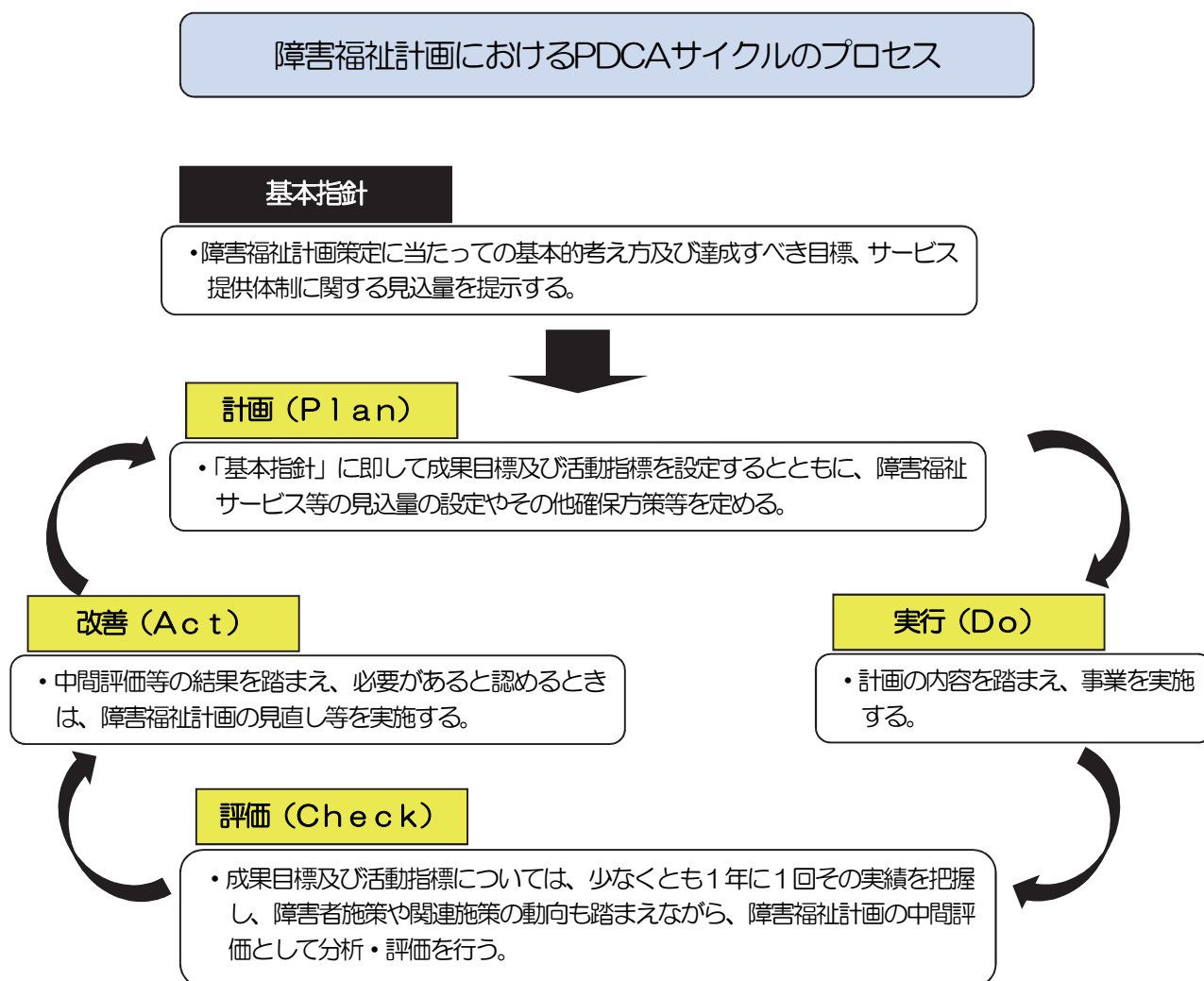
障害のある人の地域生活を総合的に支援し、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施するためには、保健、教育、就労、医療・まちづくりなど幅広い分野の連携を図る必要があります。

障害の特性などの理解を深めるための啓発活動を進めるとともに、社会福祉協議会、障害福祉団体や保健・医療関係者、教育関係者など様々な関係者や関係機関との連携・協働を推進します。

第2節 計画の進行管理体制

1. 計画の進行管理

障害福祉計画で定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することや、その他の必要な措置を講じるため、PDCAサイクルの考え方を取り入れます。



2. 計画におけるPDCAサイクル

本計画では国の基本方針に即して定めた数値目標を成果目標とし、各サービスの見込量を活動指標としています。

事業の実施に当たっては、PDCAサイクルに沿って行うとともに、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、点検・評価を行います。

3. 国・県・周辺自治体との連携

施策等を推進するに当たっては、国や県の動向に留意するとともに、国や県の制度を積極的に活用し、その充実を図るとともに、より効果的に施策を推進するため、周辺自治体等の連携に努めます。

参 考 資 料

1. 南房総市障害者計画等策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を答申するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく計画の策定に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく計画の策定に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者に係る計画の策定に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に従前の南房総市障害者計画等策定委員会の委員長又は副委員長の職にある者は、この規則の規定により選任された委員長又は副委員長とみなす。

2. 南房総市障害者計画等策定委員会委員名簿

南房総市障害福祉計画（第5期）

役職	氏 名	備 考
会長	渋谷 幸一	社会福祉法人南房総市社会福祉協議会 会長
副会長	早川 敏男	南房総市民生委員児童委員協議会 会長
委員	鈴木 孝徳	南房総市立富山国保病院 院長
委員	小澤 敏男	南房総市行政連絡協議会 会長
委員	武半 彌	南房総市身体障害者相談員
委員	小澤 富美子	南房総市知的障害者相談員
委員	信川 百合子	南房総市中心身障害者（児）福祉会 会長
委員	山口 喜男	社会福祉法人 佑啓会 ふる里学舎和田浦 施設長
委員	岡田 まゆみ	社会福祉法人 三芳野会 安房地域生活支援センター センター長
委員	佐藤 剛士	千葉県立安房特別支援学校 教諭
委員	堀江 さとみ	ハローワーク館山 館山公共職業安定所 統括職業指導官
委員	石井 睦美	安房健康福祉センター 精神保健福祉相談員
委員	水島 孝夫	南房総市教育委員会子ども教育課 課長

3. 計画策定の経過

実施日・開催日	実施事項
平成29年 8月18日	第1回策定委員会 ・計画策定の主旨について ・アンケート調査について
平成29年 9月～10月	アンケート調査実施 ・障害者福祉アンケート ・障害福祉サービス事業所アンケート
平成29年12月14日	第2回策定委員会 ・南房総市障害福祉計画（第5期）の素案について
平成30年 1月4日 ～2月2日	南房総市障害福祉計画（第5期）の素案のパブリックコメント実施
平成30年 1月5日	南房総市障害福祉計画（第5期）の素案の千葉県への意見照会
平成30年 2月7日	第3回策定委員会 ・パブリックコメント結果について ・南房総市障害福祉計画（第5期）の案の修正について
平成30年 2月9日	南房総市地域自立支援協議会への意見照会

南房総市障害福祉計画（第5期）

発行年月 平成30年3月

発 行 南房総市保健福祉部社会福祉課

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

TEL 0470-36-1151 FAX 0470-36-1133

